



発行 新潟県

第25号

平成30年3月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 6 新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（大学・私学振興課）
- 7 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉保健課）
- 8 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（基幹病院整備室）
- 9 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則（基幹病院整備室）
- 10 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（基幹病院整備室）
- 11 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（産業立地課）
- 12 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 13 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 14 新潟県新保川ダム操作規則等を廃止する規則（河川管理課）

訓 令

- 2 新潟県職員安全衛生管理組織規程の一部改正（人事課）
- 3 新潟県肥料検査規程の一部改正（農産園芸課）
- 4 笠堀ダム操作規則等の廃止（河川管理課）

告 示

- 311 指定代理納付者の指定（税務課）
- 312 新潟県環境影響評価技術指針の一部改正（環境企画課）
- 313 第12次鳥獣保護事業計画（変更）の縦覧（環境企画課）
- 314 新潟県カワウ管理計画の縦覧（環境企画課）
- 315 悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定の一部改正（環境対策課）
- 316 振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準の一部改正（環境対策課）
- 317 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（環境対策課）
- 318 騒音規制法による騒音規制地域指定の一部改正（環境対策課）
- 319 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 320 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 321 海岸保全区域の変更（漁港課）
- 322 保安林の指定予定（治山課）
- 323 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 324 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 325 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 326 公共測量の終了通知（監理課）
- 327 公共測量の終了通知（監理課）
- 328 基本測量の終了通知（監理課）
- 329 道路の区域変更（道路管理課）
- 330 道路の区域変更（道路管理課）
- 331 道路の供用開始（道路管理課）

- 332 道路の区域変更（道路管理課）
- 333 道路の供用開始（道路管理課）
- 334 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 335 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）
- 336 新潟県資金前渡取扱規程の一部改正（出納局管理課）
- 337 財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定の一部改正（出納局管理課）

公 告

- 行政文書及び公文書の公開の実施状況（法務文書課）
- 個人情報保護の運用状況（法務文書課）
- 技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）

病院局管理規程

- 3 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）
- 4 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 2 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 2-113 新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部改正（人事委員会事務局総務課）
- 5-65 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1819 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

教育委員会告示

- 7 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）
- 8 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（佐渡海区漁業調整委員会）

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（新潟県連合海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会告示

- 1 新潟県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

- コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持ち出し禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第6号

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|----------------------|
| <p>第1条（略）</p> <p><u>（監事の職務及び監査報告の作成）</u></p> <p>第1条の2 <u>法第13条第4項の規定により規則で定める事項は、この条の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</u></p> <p><u>（1）法人の役員及び職員</u></p> <p><u>（2）前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</u></p> <p><u>3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</u></p> <p><u>4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>（1）監事の監査の方法及びその内容</u></p> <p><u>（2）法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</u></p> <p><u>（3）法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</u></p> <p><u>（4）法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p><u>（5）監査のため必要な調査ができなかったときは、</u></p> | <p>第1条（略）</p> |

その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第1条の3 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第5条 (略)

第6条から第8条まで 削除

第10条 (略)

(事業報告書の作成)

第10条の2 法第34条第2項の規定により規則で定める事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体名、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 法人が設置する大学に在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

第5条 (略)

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の事業報告書においては、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

第10条 (略)

- キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び事業の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(会計監査報告の作成)

第11条の2 法第35条第1項の規定により規則で定める事項は、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第5項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第18条 (略)

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規定により規則で定める法人の内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

(1) 役員（理事長を除く。）

(2) 当該法人の設置する大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたも

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第18条 (略)

のが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合であつては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第20条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

（業務実績等報告書）

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第7号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号(以下「移動後章等」という。)に対応する同表の改正前の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号(以下「移動章等」という。)が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等(以下「追加章等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章、条及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(章、条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第6章の2 引当金(第146条の2・第146条の3)</u></p> <p><u>第6章の3 報告セグメント(第146条の4)</u></p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(取得価額)</p> <p>第130条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>購入又はファイナンス・リース取引(地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。)第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。)によって取得したもの</u> <u>購入又はファイナンス・リース取引に要した価額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(償却の開始)</p> <p>第142条 減価償却は、固定資産を取得した翌年度から行うものとする。<u>ただし、リース資産(府令第17条第1項に規定するリース資産をいう。)の減価償却は、取得の当月から行うものとする。</u></p> <p>第146条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章の2 引当金</p> <p>(引当金の計上)</p> <p>第146条の2 <u>指定管理者(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例(平成21年新潟県条例第35号)第9条に規定する指定管理者をいう。)の退職給付費用として将来において負担すべきこととなる金額については、当該金額を退職給付負担引当金として予定貸借対照表等(府令第22条に規定する予</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第6章の2 報告セグメント(第146条の2)</u></p> <p>第7章・第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(取得価額)</p> <p>第130条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 購入によって取得したもの <u>購入に要した価額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(償却の開始)</p> <p>第142条 減価償却は、固定資産を取得した翌年度から行うものとする。</p> <p>第146条 (略)</p> |

定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

(引当金の計上方法)

第146条の3 引当金の計上方法については、知事が別に定める。

第6章の3 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第146条の4 報告セグメント(府令第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。)の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1)~(4) (略)

(整理事項)

第152条 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

- (1)~(3) (略)

(4) 引当金の計上

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

第157条 (略)

第157条の2 契約のうち長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約に関しては、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第183条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「企業管理規程」とあるのは「規則」と、同条第3号中「病院局長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

別表第2(第24条関係)

基幹病院事業会計勘定科目(略)

負債

固定負債

Table with 5 columns: 款, 項, 目, 節, 備考. Rows include (略), リース債務, 引当金, 退職給.

第6章の2 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第146条の2 報告セグメント(地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。)の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1)~(4) (略)

(整理事項)

第152条 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

- (1)~(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

第157条 (略)

別表第2(第24条関係)

基幹病院事業会計勘定科目(略)

負債

固定負債

Table with 5 columns: 款, 項, 目, 節, 備考. Rows include (略), リース債務.

| | 付負担 引当金 | | | |
|------------|------------------|-------------------------------|-----------------|---|
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| 収 益 | | | | |
| 款 | 項 | 目 | 節 | 備 考 |
| 病院事 業収益 | (略) 医業外 収益 | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) 長期前 受金戻 入 | (略) | (略) 府令第21条 第2項又は 第3項の規 定により償 却した長期 前受金の額 のうち医業 外収益とし て整理する もの |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 費 用 | | | | |
| 款 | 項 | 目 | 節 | 備 考 |
| 病院事 業費用 | (略) 医業外 費用 | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | 支払利 息及び 企業債 取扱諸 費 | (略) | (略) |
| | | | 長期借 入金利 息 | (略) |
| | | | リース 債務利 息 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| (略) | | | | |
|------------|------------------|-------------------------------|-----------------|---|
| (略) | | | | |
| 収 益 | | | | |
| 款 | 項 | 目 | 節 | 備 考 |
| 病院事 業収益 | (略) 医業外 収益 | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) 長期前 受金戻 入 | (略) | (略) 地方公営企 業法施行規 則(昭和27 年総理府令 第73号)第 21条第2項 又は第3項 の規定によ り償却した 長期前受金 の額のうち 医業外収益 として整理 するもの |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 費 用 | | | | |
| 款 | 項 | 目 | 節 | 備 考 |
| 病院事 業費用 | (略) 医業外 費用 | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) |
| | | 支払利 息及び 企業債 取扱諸 費 | (略) | (略) |
| | | | 長期借 入金利 息 | (略) |
| | | | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第8号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟県条例第36号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第9号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年新潟県規則第65号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第10号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の号の細目（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の号の細目の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） |
| 1 初診時特定療養費 | 1 初診時特定療養費 <u>2,160円</u> |
| (1) <u>魚沼基幹病院</u> <u>2,160円</u> | |
| (2) <u>燕労災病院</u> <u>3,240円</u> | |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 入院室料差額 | 3 入院室料差額 |
| (1) <u>魚沼基幹病院</u> | (1) <u>特別S室</u> <u>1日につき</u> <u>10,800円</u> |
| <u>ア 特別S室</u> <u>1日につき</u> <u>10,800円</u> | |
| <u>イ 特別A室</u> <u>1日につき</u> <u>6,480円</u> | |
| <u>ウ 特別B室</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> | |
| <u>エ 特別C室</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> | |
| (2) <u>燕労災病院</u> | (2) <u>特別A室</u> <u>1日につき</u> <u>6,480円</u> |
| <u>ア 特室A</u> <u>1日につき</u> <u>12,960円</u> | |
| <u>イ 特室B</u> <u>1日につき</u> <u>8,640円</u> | |
| <u>ウ 個室A</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> | |
| <u>エ 個室B</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> | |
| <u>オ 個室C</u> <u>1日につき</u> <u>3,240円</u> | |
| <u>カ 2人室A</u> <u>1日につき</u> <u>2,160円</u> | |
| <u>キ 2人室B</u> <u>1日につき</u> <u>1,620円</u> | |
| <u>ク 4人室A</u> <u>1日につき</u> <u>1,080円</u> | |
| | (3) <u>特別B室</u> <u>1日につき</u> <u>5,400円</u> |
| | (4) <u>特別C室</u> <u>1日につき</u> <u>4,320円</u> |
| 4～8 (略) | 4～8 (略) |
| 9 健康診断料 | 9 健康診断料 |
| (1)～(3) (略) | (1)～(3) (略) |
| (4) <u>短期人間ドック料</u> | |
| <u>ア 通院1日コース</u> <u>1人につき</u> <u>43,200円</u> | |
| <u>ただし、通院1日コースにおける検査、</u> | |
| <u>診断等に併せてHCV抗体検査を行った場</u> | |
| <u>合は1,170円を、脳オプション検査を行っ</u> | |
| <u>た場合は41,040円を、がんオプション検査</u> | |
| <u>を行った場合は17,280円を、その他医学的</u> | |
| <u>知見に基づき、必要な検査、診断等を行っ</u> | |
| <u>た場合は当該検査、診断等について点数表</u> | |
| <u>により算定した額に1.08を乗じて得た額</u> | |

(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

イ 脳ドック 1人につき 51,840円

ただし、医学的知見に基づき、脳ドックにおける検査、診断等以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

10~27 (略)

28 病衣使用料

(1) 魚沼基幹病院 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(2) 燕労災病院 1日につき 100円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

29 選択メニュー提供料

(1) 魚沼基幹病院 1食につき 20円

(2) 燕労災病院 1食につき 50円

30~43 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 1の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |
| 3の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |
| 28の項第1号 | (略) | |
| (略) | | |

10~27 (略)

28 病衣使用料 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

29 選択メニュー提供料 1食につき 20円

30~43 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------|---------|
| 1の項 | (略) | |
| (略) | | |
| 3の項 | (略) | |
| (略) | | |
| 28の項 | (略) | |
| (略) | | |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第11号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 次の書類を添付すること。 1 (略) 2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 (1)～(3) (略) (4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第22項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し (5) (略) 付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2の2第1項に定めるところによる。 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略) 注 1 (略) 2 次の書類を添付すること。 (1) (略) (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 ア～ウ (略) エ 租税特別措置法施行令第28条の9第</p> | <p>第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 次の書類を添付すること。 1 (略) 2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 (1)～(3) (略) (4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第18項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し (5) (略) 付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略) 注 1 (略) 2 次の書類を添付すること。 (1) (略) (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 ア～ウ (略) エ 租税特別措置法施行令第28条の9第</p> |

| | |
|---|--|
| <p>23項の規定による確定申告書に添付すべきとされている書類の写し オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(⑳欄を除く。)又は「収入割」の欄(㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「固定資産の価額又は従業者数」の欄は、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付表2 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者 ⑨</p> </div> <p>(略)</p> </div> | <p>19項の規定による確定申告書に添付すべきとされている書類の写し オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(㉓欄を除く。)又は「収入割」の欄(㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「固定資産の価額又は従業者数」の欄は、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付表2 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者 ⑨</p> </div> <p>(略)</p> </div> |
|---|--|

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第2号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> | <p>第2号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> |

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(②⑥欄を除く。)又は「収入割」欄(③⑦欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 2 (略)
- 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

| | |
|--------------------------------|---|
| 地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者 | ⑨ |
|--------------------------------|---|

(略)

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(③⑦欄を除く。)又は「収入割」欄(④⑧欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 2 (略)
- 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

| | |
|------------------------------------|---|
| 地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者 | ⑨ |
|------------------------------------|---|

(略)

(新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則(平成21年新潟県規則第74号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則(昭和48年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第2号様式 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>付表</p> <p>個人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>(略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2の2</u>に定めるところによる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>ア <u>法人税法第2条第31号</u>に規定する確定申告書の写し</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>(略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p> | <p>第2号様式 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第12条第3項</u>に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>付表</p> <p>個人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>(略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2</u>に定めるところによる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>ア <u>法人税法第2条第1項第31号</u>に規定する確定申告書の写し</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表1</p> <p>法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>(略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p> |

は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(26欄を除く。)又は「収入割」欄(36欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

2 (略)

3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち工業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者数 ⑨

(略)

は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(33欄を除く。)又は「収入割」欄(43欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

2 (略)

3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち工業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者数 ⑨

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 別表(第6条、第9条関係) | | 別表(第6条、第9条関係) | |
| 機械器具等 | 使用料 (1時間につき) | 機械器具等 | 使用料 (1時間につき) |
| 1 製造機器及び製造器具 | | 1 製造機器及び製造器具 | |
| (1) クロマト庫 | 280円 | (1) クロマト庫 | 250円 |
| (2) 小型生産用凍結乾燥機 | 500円 | (2) 小型生産用凍結乾燥機 | 480円 |
| (3) プレハブ調湿庫 | 360円 | (3) プレハブ調湿庫 | 290円 |
| (4) プレハブ冷蔵庫 | 200円 | (4) プレハブ冷蔵庫 | 180円 |
| (5) プレハブ冷凍庫 | 340円 | (5) プレハブ冷凍庫 | 290円 |
| (6) 精密テストロール製粉機 | 1,250円 | (6) 精密テストロール製粉機 | 920円 |
| (7) 衝撃式粉碎機 | 410円 | (7) 衝撃式粉碎機 | 330円 |
| (8) 流動層ばいせん装置 | 1,910円 | (8) 流動層ばいせん装置 | 1,940円 |
| 2 分析機器及び分析器具 | | 2 分析機器及び分析器具 | |
| (1) (略) | (略) | (1) (略) | (略) |
| (2) 香气成分回収分析装置 | 510円 | (2) 香气成分回収分析装置 | 480円 |
| (3)・(4) (略) | (略) | (3)・(4) (略) | (略) |
| (5) 生体微量酵素解析システム | 470円 | (5) 生体微量酵素解析システム | 590円 |
| (6) 走査電子顕微鏡分析システム | 1,110円 | (6) 走査電子顕微鏡分析システム | 1,470円 |
| (7) 示差走査熱量計 | 730円 | | |
| 備考 (略) | | 備考 (略) | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第13号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下「削除別表号」という。)を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 別表(第4条関係) | | 別表(第4条関係) | |
| 機 械 器 具 等 | 貸付料の額 (1時間につき) | 機 械 器 具 等 | 貸付料の額 (1時間につき) |
| 1 製造機器及び製造器具 | | 1 製造機器及び製造器具 | |
| (1) 包あん成形機 | <u>300円</u> | (1) 包あん成形機 | <u>290円</u> |
| (2) 製菓製パン用電熱窯 | <u>410円</u> | (2) 製菓製パン用電熱窯 | <u>370円</u> |
| (3) 蒸気発生式オーブン | <u>340円</u> | (3) 蒸気発生式オーブン | <u>310円</u> |
| <u>(4)</u> パン用ホイロ | <u>240円</u> | <u>(4)</u> 削除 | |
| <u>(5)</u> ミキサー | <u>190円</u> | <u>(5)</u> パン用ホイロ | <u>230円</u> |
| <u>(6)</u> (略) | (略) | <u>(6)</u> ミキサー | <u>180円</u> |
| <u>(7)</u> (略) | (略) | <u>(7)</u> (略) | (略) |
| <u>(8)</u> 大型送風定温乾燥機 | <u>240円</u> | <u>(8)</u> (略) | (略) |
| <u>(9)</u> 串団子製造機 | <u>200円</u> | <u>(9)</u> 大型送風定温乾燥機 | <u>230円</u> |
| <u>(10)</u> (略) | (略) | <u>(10)</u> 串団子製造機 | <u>190円</u> |
| <u>(11)</u> 製麺機 | <u>290円</u> | <u>(11)</u> (略) | (略) |
| <u>(12)</u> 水引き粉製造装置 | <u>310円</u> | <u>(12)</u> 削除 | |
| <u>(13)</u> 減圧フライ機 | <u>300円</u> | <u>(13)</u> 製麺機 | <u>280円</u> |
| <u>(14)</u> 高温高圧調理殺菌装置 | <u>390円</u> | <u>(14)</u> 水引き粉製造装置 | <u>290円</u> |
| <u>(15)</u> 米菓生地乾燥機 | <u>360円</u> | <u>(15)</u> 減圧フライ機 | <u>280円</u> |
| <u>(16)</u> 冷凍利用型米菓製造システム | <u>1,160円</u> | <u>(16)</u> テストミキサー | <u>220円</u> |
| <u>(17)</u> テスト焼機 | <u>1,410円</u> | <u>(17)</u> 高温高圧調理殺菌装置 | <u>370円</u> |
| <u>(18)</u> テスト用平煎り機 | <u>520円</u> | <u>(18)</u> 米菓生地乾燥機 | <u>330円</u> |
| <u>(19)</u> 自動餅つき機 | <u>240円</u> | <u>(19)</u> 冷凍利用型米菓製造システム | <u>1,100円</u> |
| | | <u>(20)</u> テスト焼機 | <u>1,330円</u> |
| | | <u>(21)</u> テスト用平煎り機 | <u>500円</u> |
| | | <u>(22)</u> 自動餅つき機 | <u>230円</u> |

| | | | |
|------------------------------|--------|------------------------------|--------|
| (20) フィルタープレス | 220円 | (23) フィルタープレス | 210円 |
| (21) 練出機 | 210円 | (24) 練出機 | 200円 |
| (22) 餅生地通風乾燥機 | 230円 | (25) 餅生地通風乾燥機 | 220円 |
| (23) あられ切断機 | 190円 | (26) あられ切断機 | 180円 |
| (24) ふるい振とう機 | 170円 | (27) ふるい振とう機 | 160円 |
| (25) もみすり機 | 170円 | (28) もみすり機 | 160円 |
| (26) 野菜細断機 | 200円 | (29) 野菜細断機 | 190円 |
| (27) フードスライサー | 180円 | (30) フードスライサー | 170円 |
| (28) 真空包装機 | 210円 | (31) 真空包装機 | 200円 |
| (29) (略) | (略) | (32) (略) | (略) |
| (30) 納豆発酵器 | 260円 | (33) 納豆発酵器 | 240円 |
| (31) (略) | (略) | (34) (略) | (略) |
| (32) 高圧蒸煮缶 | 200円 | (35) 高圧蒸煮缶 | 190円 |
| (33) 蒸米冷却機 | 180円 | (36) 蒸米冷却機 | 170円 |
| (34) 石臼製粉機 | 230円 | (37) 石臼製粉機 | 200円 |
| (35) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機 | 410円 | (38) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機 | 340円 |
| (36) 大豆たん白加工処理装置 | 1,230円 | (39) 大豆たん白加工処理装置 | 1,320円 |
| (37) ジャーファーマンター | 870円 | (40) ジャーファーマンター | 1,100円 |
| (38) 大豆脱皮機器 | 450円 | (41) 大豆脱皮機器 | 520円 |
| 2 分析機器及び分析器具 | | 2 分析機器及び分析器具 | |
| (1) 分光光度計 | 190円 | (1) 分光光度計 | 180円 |
| (2) ファリノグラフ | 350円 | (2) ファリノグラフ | 330円 |
| (3) (略) | (略) | (3) (略) | (略) |
| (4) アミログラフィー | 220円 | (4) アミログラフィー | 210円 |
| (5) エキステンソグラフ | 210円 | (5) エキステンソグラフ | 200円 |
| (6) 水分活性測定装置 | 190円 | (6) 水分活性測定装置 | 180円 |
| (7) 分光蛍光光度計システム | 240円 | (7) 削除 | |
| (8) 光学顕微鏡装置 | 220円 | (8) 分光蛍光光度計システム | 230円 |
| (9) ハンディ型分光測色計 | 270円 | (9) 光学顕微鏡装置 | 210円 |
| (10) デジタルマイクロスコープ | 280円 | (10) ガスクロマトグラフ | 260円 |
| (11) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置 | 1,830円 | (11) 倒立顕微鏡 | 190円 |
| (12) マイクロ波試料前処理装置 | 310円 | (12) ハンディ型分光測色計 | 260円 |
| | | (13) デジタルマイクロスコープ | 220円 |
| | | (14) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置 | 1,810円 |
| | | (15) マイクロ波試料前処理装置 | 300円 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|--------|-------------------|------|------------|------|---------------|------|---|-----------------|--------|-------------------|------|
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">(13) 食物繊維自動抽出装置</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> </tr> <tr> <td>(14) 油脂成分自動抽出処理装置</td> <td style="text-align: right;">420円</td> </tr> <tr> <td>(15) マッフル炉</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td>(16) 窒素蒸留滴定装置</td> <td style="text-align: right;">290円</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) 機械器具等使用承認申請書 (略) センター長 様 (略)</p> | (13) 食物繊維自動抽出装置 | 1,900円 | (14) 油脂成分自動抽出処理装置 | 420円 | (15) マッフル炉 | 250円 | (16) 窒素蒸留滴定装置 | 290円 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">(16) 食物繊維自動抽出装置</td> <td style="text-align: right;">1,890円</td> </tr> <tr> <td>(17) 油脂成分自動抽出処理装置</td> <td style="text-align: right;">410円</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) 機械器具等使用承認申請書 (略) 新潟県知事 様 (略)</p> | (16) 食物繊維自動抽出装置 | 1,890円 | (17) 油脂成分自動抽出処理装置 | 410円 |
| (13) 食物繊維自動抽出装置 | 1,900円 | | | | | | | | | | | | |
| (14) 油脂成分自動抽出処理装置 | 420円 | | | | | | | | | | | | |
| (15) マッフル炉 | 250円 | | | | | | | | | | | | |
| (16) 窒素蒸留滴定装置 | 290円 | | | | | | | | | | | | |
| (16) 食物繊維自動抽出装置 | 1,890円 | | | | | | | | | | | | |
| (17) 油脂成分自動抽出処理装置 | 410円 | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県新保川ダム操作規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第14号

新潟県新保川ダム操作規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県新保川ダム操作規則(昭和49年新潟県規則第9号)
- (2) 内の倉ダム操作規則(昭和49年新潟県規則第68号)
- (3) 加治川治水ダム操作規則(昭和50年新潟県規則第29号)
- (4) 下条川ダム操作規則(昭和52年新潟県規則第74号)
- (5) 胎内川ダム操作規則(昭和60年新潟県規則第88号)
- (6) 久知川ダム操作規則(昭和61年新潟県規則第39号)
- (7) 城川ダム操作規則(平成9年新潟県規則第55号)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第2号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一
 新潟県議会議長 金谷 国彦
 新潟県人事委員会委員長 鶴巻 克恕
 新潟県代表監査委員 栗山 和廣

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|------------------|---|-----|
| 別表第2（第13条関係） 産業医選任職員 | | 別表第2（第13条関係） 産業医選任職員 | |
| 事業所 | 職員 | 事業所 | 職員 |
| (略) | | (略) | |
| 新潟市のうち旧新潟市、 <u>旧中蒲原郡亀田町</u> 、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。） | (略) | 新潟市のうち旧新潟市、旧西蒲原郡岩室村、旧西蒲原郡巻町、旧西蒲原郡西川町、旧西蒲原郡味方村、旧西蒲原郡湯東村、旧西蒲原郡月潟村及び旧西蒲原郡中之口村の区域に所在する事業所（はまぐみ小児療育センターを除く。） | (略) |
| (略) | | (略) | |
| 新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町及び旧中蒲原郡横越町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所 | (略) | 新潟市のうち旧新津市、旧白根市、旧中蒲原郡小須戸町、旧中蒲原郡横越町及び旧中蒲原郡亀田町の区域、五泉市並びに東蒲原郡に所在する事業所 | (略) |
| (略) | | (略) | |
| はまぐみ小児療育センター | (略) | はまぐみ小児療育センター | (略) |
| 県外に所在する事業所 | 知事が指定する医師 | | |

| | | |
|--------|-------|--------|
| | である職員 | |
| 備考 (略) | | 備考 (略) |

◎新潟県訓令第 3 号

農林水産部農産園芸課
地 域 振 興 局

新潟県肥料検査規程（昭和43年 5 月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から実施する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>農林水産部農産園芸課</u> <u>地 域 振 興 局</u></p> | <p><u>農林水産部</u></p> |
| <p>（検査権の行使）</p> <p>第 3 条 <u>農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長</u>（以下「課長等」という。）は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 <u>課長等</u>は、検査員でない者を検査員の指揮下に検査に従事させることができる。</p> <p>3 （略）</p> | <p>（検査権の行使）</p> <p>第 3 条 農産園芸課長（以下「課長」という。）は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、検査員でない者を検査員の指揮下に検査に従事させることができる。</p> <p>3 （略）</p> |
| <p>（被検査者に対する配慮）</p> <p>第 4 条 <u>課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（被検査者に対する配慮）</p> <p>第 4 条 <u>課長は、常に独立行政法人肥飼料検査所と緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> |
| <p>（無通告検査の原則）</p> <p>第 6 条 検査は、あらかじめ被検査者に通告しないで行うものとする。ただし、<u>課長等</u>が特に指示した場合は、この限りでない。</p> | <p>（無通告検査の原則）</p> <p>第 6 条 検査は、あらかじめ被検査者に通告しないで行うものとする。ただし、<u>課長</u>が特に指示した場合は、この限りでない。</p> |
| <p>（検査結果の報告）</p> <p>第11条 検査員は、検査の実施後、遅滞なく当該検査の結果について記録書を作成し、これを<u>課長等</u>に提出するものとする。</p> | <p>（検査結果の報告）</p> <p>第11条 検査員は、検査の実施後、遅滞なく当該検査の結果について記録書を作成し、これを<u>課長</u>に提出するものとする。</p> |
| <p>（検査の拒否等に対する措置）</p> <p>第12条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は、直ちに<u>課長等</u>にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。</p> | <p>（検査の拒否等に対する措置）</p> <p>第12条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は、直ちに<u>課長</u>にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。</p> |

◎新潟県訓令第4号

土 木 部
新発田地域振興局
三条地域振興局
十日町地域振興局
佐渡地域振興局

次に掲げる訓令は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- (1) 笠堀ダム操作規則（昭和40年新潟県訓令第24号）
- (2) 内の倉ダム操作細則（昭和49年新潟県訓令第30号）
- (3) 加治川治水ダム操作細則（昭和50年新潟県訓令第14号）
- (4) 下条川ダム操作細則（昭和52年新潟県訓令第24号）
- (5) 胎内川ダム操作細則（昭和60年新潟県訓令第28号）
- (6) 久知川ダム操作細則（昭和61年新潟県訓令第12号）
- (7) 城川ダム操作細則（平成9年新潟県訓令第7号）

告 示

◎新潟県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
 - 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
 - 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
-

◎新潟県告示第312号

新潟県環境影響評価技術指針（平成12年4月新潟県告示第831号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|------------|----|-----|----|------------------------------|--|---------------|------------|----|-----|----|--|
| <p>目次</p> <p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 <u>参考手法</u></p> <p>第8～附則 （略）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>1 事業者（都市計画決定権者を含む。）は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p style="padding-left: 2em;">地域特性に関して把握すべき情報は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">地域特性に関する情報の種類</th> <th style="width: 70%;">把握すべき情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">自然</td> <td style="border: none;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">的状</td> <td style="border: none;">9 一般環境中の放射性物 一般環境中の放射性物質に係る環</td> </tr> </tbody> </table> | 地域特性に関する情報の種類 | 把握すべき情報の内容 | 自然 | (略) | 的状 | 9 一般環境中の放射性物 一般環境中の放射性物質に係る環 | <p>目次</p> <p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 <u>標準手法</u></p> <p>第8～附則 （略）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業特性及び地域特性の把握</p> <p>1 事業者（都市計画決定権者を含む。）は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p style="padding-left: 2em;">地域特性に関して把握すべき情報は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">地域特性に関する情報の種類</th> <th style="width: 70%;">把握すべき情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">自然</td> <td style="border: none;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">的状</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table> | 地域特性に関する情報の種類 | 把握すべき情報の内容 | 自然 | (略) | 的状 | |
| 地域特性に関する情報の種類 | 把握すべき情報の内容 | | | | | | | | | | | | |
| 自然 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 的状 | 9 一般環境中の放射性物 一般環境中の放射性物質に係る環 | | | | | | | | | | | | |
| 地域特性に関する情報の種類 | 把握すべき情報の内容 | | | | | | | | | | | | |
| 自然 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 的状 | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------------------------------|--|------|
| 況に 関す る情 報 | 質の状況 | 境の状況 |
| | 10 その他の事項 | |
| 社会 的状 況に 関す る情 報 | (略) | |
| | 6 <u>学校、病院その他の環 境の保全についての配慮 が特に必要な施設の配置 の状況及び住宅の配置の 概況</u> | (略) |
| | (略) | |
| | (略) | |

- 2 事業者は、事業特性に関する情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するものとする。
- 3 事業者は、地域特性に関する情報を把握するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県若しくは関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

- 1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、別表第1に掲げる一般的な事

| | | |
|---------------------------------|---------------------|-----|
| 況に 関す る情 報 | 9 その他の事項 | |
| | (略) | |
| 社会 的状 況に 関す る情 報 | 6 <u>公共施設に関する事項</u> | (略) |
| | (略) | |
| | (略) | |

- 2 事業者は、地域特性に関する情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県若しくは関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

- 1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る項目（以下「標準項目」という。）に対して、必要に応

業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われていることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

- 3 前項の規定による検討は、次の各号の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

| 環境要素の区分 | | 環境影響評価の項目 |
|---------|-------------|--------------|
| 1 大気環境 | (略) | |
| | 騒音（周波数が20ヘル | 騒音（一般環境騒音、道路 |

じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

- 3 前項の規定による検討は、次の各号の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

| 環境要素の区分 | | 環境影響評価の項目 |
|---------|-----|--------------|
| 1 大気環境 | (略) | |
| | 騒音 | 騒音（一般環境騒音、道路 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <u>ツから100ヘルツまで の音によるものを含む。 以下同じ。)</u> 及び <u>超低周 波音（周波数が20ヘル ツ以下の音をいう。以 下同じ。)</u> | 交通騒音、建設作業騒音、 工場・事業場騒音、航空機 騒音、鉄道・軌道騒音等)、 <u>超低周波音</u> |
| | (略) | (略) |
| | その他 | 気象等 |
| (略) | | |

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

(略)

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

(略)

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

(略)

(5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

| 環境要素の区分 | 環境影響評価の項目 |
|---------|-----------|
| 放射線の量 | 放射線の量 |

4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

| | | |
|-----|-----|--|
| | | 交通騒音、建設作業騒音、 工場・事業場騒音、航空機 騒音、鉄道・軌道騒音等) |
| | (略) | (略) |
| | その他 | 気象、低周波空気振動等 |
| (略) | | |

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

(略)

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

(略)

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

(略)

4 第1項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

5 事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

7 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由及び参考項目に対して項目を選定しなかった場合にあってはその理由を明らかにできる

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

5 第1項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 事業特性により、標準項目以外の項目(以下「標準外項目」という。)に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

6 事業者は、第1項の規定による項目の削除及び追加を行うに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

7 (略)

8 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにできるよ

よう整理するものとする。

第6 調査、予測及び評価の手法の選定

1 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第5第3項第2号の表中3に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) (略)

(5) 第5第3項第3号の表中2に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 第5第3項第4号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

う整理するものとする。

第6 調査、予測及び評価の手法の選定

1 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第5第3項第2号の表中3に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生息環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) (略)

(5) 第5第3項第3号の表中2に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 第5第3項第4号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(7) 第5第3項第5号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 (略)

4 事業者は、第1項の規定による調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 参考手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法を選定するに当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかである

2 事業者は、前項による調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定するものとする。

3 (略)

4 事業者は、第1項による調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 標準手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における標準項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下「標準手法」という。）を基準として選定するものとする。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法により簡略化された調査若しくは予測の手法（以下「簡略化手法」という。）を選定し、又は第3項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法（以下「重点化手法」という。）を選定するものとする。

2 簡略化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

- (1) 標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかである

こと。

(4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

(1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 調査の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

(1) 調査すべき情報

こと。

(4) 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 重点化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

(1) 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 調査の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動の少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

4 (略)

5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

第9 予測の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように調査に係る期間を設定するものとする。

4 (略)

5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

第9 予測の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要

素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定できる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合）にあっては、現在の環境の状況を明らかにできるようにし、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、県及び関係する

素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後の定常状態及び工事の実施による環境影響が最大になる時期
その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合）にあっては、現在の環境の状況を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して設

市町村が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

- 5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第10 評価の手法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による環境の保全のための措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る

定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

- 5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第10 評価の手法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による環境の保全のための措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(3) (略)

第12 環境保全措置の検討

- 1 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。
- 2 (略)

第14 検討結果の整理

- 1 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第15 事後調査

事業者は、次に掲げる場合において、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うもの

(3) (略)

第12 環境保全措置の検討

- 1 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。
- 2 (略)

第14 検討結果の整理

- 1 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。
 - (1)～(5) (略)

第15 事後調査

事業者は、次に掲げる場合において、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うもの

とする。

(1) (略)

(2) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(3) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第16 事後調査の項目等の選定に関する指針

1 (略)

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

3 (略)

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第17 方法書の作成

1 (略)

2 事業者は前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

3 (略)

とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

第16 事後調査の項目等の選定に関する指針

1 (略)

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第17 方法書の作成

1 (略)

2 (略)

4 (略)

5 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかった場合にあつては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

第18 準備書の作成

1 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(5) (略)

2 事業者は前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

3 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第3号に掲げる対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ県若しくは関係する市町村、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

4 (略)

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第5号に掲げる環境

3 (略)

4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の標準項目を選定しなかった場合にあつては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 (略)

第18 準備書の作成

1 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(5) (略)

2 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域の位置に関する事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ県若しくは関係する市町村、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

3 (略)

4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第5号に掲げる環境

影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号アに掲げる調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載するに当たっては、次の事項の概要を併せて記載するものとする。

- (1) 第8第5項、第9第3項から第5項まで及び第10第1項において明らかにできるようにするものとされた事項
- (2) (略)

7 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる環境保全のための措置に関する事項を記載するに当たっては次の事項を記載するものとする。

- (1)～(2) (略)
- (3) 第14の規定による検討結果の整理に関する事項

- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

第20 事後調査報告書の作成

1 事業者は、条例第31条第2項の規定による対象事業に係る事後調査報告書（以下「報告書」という。）には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号アに掲げる調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載するに当たっては、次の事項の概要を併せて記載するものとする。

- (1) 第8第5項、第9第3項から第5項まで及び第10第3号において明らかにできるようにするものとされた事項
- (2) (略)

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる環境保全のための措置に関する事項を記載するに当たっては次の事項を記載するものとする。

- (1)～(2) (略)
- (3) 第14各号に掲げる検討の結果の整理に関する事項

- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

第20 事後調査報告書の作成

1 事業者は、条例第31条第2項の規定による対象事業に係る事後調査報告書には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) (略)
 - (2) 事後調査を行った理由
 - (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (4) (略)
 - (5) 第4号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (6) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）
 - (7) (略)
- 2 事業者は、対象事業に係る工事中に他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載すること。

別表第1 参考項目

1 道路事業（林道事業を除く。以下同じ。）に係る参考項目

| | | | | | |
|---------|--|-----|-----------------------------------|---------|-----|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | | |
| | | | 放射線の量 | | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 | | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) |
| | | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | | | 切土工等又は既存工作物の撤去等 | | ○※ |
| | | | 工事施工ヤードの設置 | | ○※ |
| | | | 工事用道路等の設置 | | ○※ |

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
- (4) (略)

別表第1 標準項目

1 道路事業（林道事業を除く。以下同じ。）に係る標準項目

| | | | | |
|---------|--|-----|--------------------|---------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 影響要因の区分 | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 |
| | | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | |
| | | | 切土工等又は既存工作物の撤去等 | |
| | | | 工事施工ヤードの設置 | |
| | | | 工事用道路等の設置 | |

| | | |
|--|-----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 道路（地表式又は掘割式）の存在 | |
| | 道路（嵩上式）の存在 | |
| | 消雪パイプの稼働 | |
| | 自動車の走行 | |
| | 休憩所の供用 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

2 林道事業に係る標準項目

| | | |
|---------|--------------------|-----|
| 環境要素の区分 | | (略) |
| 影響要因の区分 | | |
| 工事の実施 | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | (略) |
| | 建設機械の稼働 | |
| | 造成等の工事による一時的な影響 | |

| | | |
|--|-----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 道路（地表式又は掘割式）の存在 | |
| | 道路（嵩上式）の存在 | |
| | 消雪パイプの稼働 | |
| | 自動車の走行 | |
| | 休憩所の供用 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

2 林道事業に係る参考項目

| | | |
|---------|--------------------|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) |
| 影響要因の区分 | | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | (略) |
| | 建設機械の稼働 | ○※ |
| | 造成等の工事による一時的な影響 | ○※ |

| | | |
|--|--------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 事業の立地及び林道の存在 | |
| | 自動車の走行 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

3 ダム事業に係る標準項目

| | | |
|-------------|--------------------|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 (略) | | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ○※ |
| | ダムの堤体の工事 | ○※ |
| | 原石の採取の工事 | ○※ |
| | 施工設備及び工事用道路の設置の工事 | ○※ |

| | | |
|--|--------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 事業の立地及び林道の存在 | |
| | 自動車の走行 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

3 ダム事業に係る参考項目

| | | |
|-------------|--------------------|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 (略) | | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ○※ |
| | ダムの堤体の工事 | ○※ |
| | 原石の採取の工事 | ○※ |
| | 施工設備及び工事用道路の設置の工事 | ○※ |

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|----|
| | 道路の付替の工事 | | ○※ |
| 土地 又は 工作物 の存 在 及び 供用 | ダム の 堤体 の 存在 | | |
| | 原石山 の 跡地 の 存在 | | |
| | 道路 の 存在 | | |
| | ダム の 供用 及び 貯水 池の 存在 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

4 ^{せき}堰事業に係る標準項目

| | | | |
|---------------|----------------------|-----|---|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事 の 実施 | 建設機械の稼働 | (略) | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | ^{せき} 堰本体の工事 | | ○※ |
| | 護岸の工事 | | ○※ |

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|----|
| | 道路の付替の工事 | | ○※ |
| 土地 又は 工作物 の存 在 及び 供用 | ダム の 堤体 の 存在 | | |
| | 原石山 の 跡地 の 存在 | | |
| | 道路 の 存在 | | |
| | ダム の 供用 及び 貯水 池の 存在 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

4 ^{せき}堰事業に係る参考項目

| | | | |
|---------------|----------------------|-----|---|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事 の 実施 | 建設機械の稼働 | (略) | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | ^{せき} 堰本体の工事 | | ○※ |
| | 護岸の工事 | | ○※ |

| | |
|-----------------|----|
| 掘削の工事 | ○※ |
| せき堰及び護岸の存在 | |
| せき堰の供用及び湛水区域の存在 | |

| | |
|-----------------|-------|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 掘削の工事 |
| せき堰及び護岸の存在 | |
| せき堰の供用及び湛水区域の存在 | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

| | |
|-----------------|--|
| 掘削の工事 | |
| せき堰及び護岸の存在 | |
| せき堰の供用及び湛水区域の存在 | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

5 放水路事業に係る参考項目

| | | |
|---------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | (略) | 建設機械の稼働 |
| | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 |
| | | 洪水を分流させる施設の工事 |
| | | 掘削の工事 |

5 放水路事業に係る標準項目

| | | |
|---------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | (略) | 建設機械の稼働 |
| | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 |
| | | 洪水を分流させる施設の工事 |
| | | 掘削の工事 |

| | | | |
|---|------------|--|----|
| | 堤防の工事 | | ○※ |
| 土地 の存在 又は 工作物 及び 供用 | 放水路の存在及び供用 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 | | | |

6 鉄道及び軌道事業に係る標準項目

| | | | |
|---------------|-------------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事 の 実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地 | 鉄道施設又は軌道施設の存在(地表式又は掘削式) | | |

| | | | |
|---|------------|--|----|
| | 堤防の工事 | | ○※ |
| 土地 の存在 又は 工作物 及び 供用 | 放水路の存在及び供用 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 | | | |

6 鉄道及び軌道事業に係る参考項目

| | | | |
|---------------|-------------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事 の 実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地 | 鉄道施設又は軌道施設の存在(地表式又は掘削式) | | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| 又は工作物の存在及び供用 | 鉄道施設又は軌道施設の存在（嵩上式） | |
| | 列車又は車両の走行（地上式） | |
| | 列車又は車両の走行（地下式） | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

7 飛行場事業に係る標準項目

| | | |
|---------|--------------------|-----|
| 環境要素の区分 | | (略) |
| 影響要因の区分 | | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | |
| | 造成工事及び施設の設置等 | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| 又は工作物の存在及び供用 | 鉄道施設又は軌道施設の存在（嵩上式） | |
| | 列車又は車両の走行（地上式） | |
| | 列車又は車両の走行（地下式） | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

7 飛行場事業に係る参考項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |

| | | |
|--|--------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 飛行場及びその施設の存在 | |
| | 航空機の運行 | |
| | 飛行場の施設の供用 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

8 水力発電所事業に係る標準項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |

| | | |
|--|--------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 飛行場及びその施設の存在 | |
| | 航空機の運行 | |
| | 飛行場の施設の供用 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> | | |

8 水力発電所事業に係る参考項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改變後の土地及び施設の存在 | |
| | 発電施設の供用及び貯水池の存在 | |
| | 河水の取水 | |
| | | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u></p> | | |

9 火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）に係る標準項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地 | 地形改變後の土地及び施設の存在 | | |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改變後の土地及び施設の存在 | |
| | 発電施設の供用及び貯水池の存在 | |
| | 河水の取水 | |
| | | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u></p> | | |

9 火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）に係る参考項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 放射線の量 | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地 | 地形改變後の土地及び施設の存在 | | |

| | | | |
|--------------|---------|--------|--|
| 又は工作物の存在及び供用 | 施設の稼働 | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | | 温排水 | |
| | | 機械等の稼働 | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| | 廃棄物の発生 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

10 地熱発電所事業に係る参考項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |

| | | | |
|--------------|---------|--------|--|
| 又は工作物の存在及び供用 | 施設の稼働 | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | | 温排水 | |
| | | 機械等の稼働 | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| | 廃棄物の発生 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

10 地熱発電所事業に係る標準項目

| | | | |
|---------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |

| | | | |
|----------------|-----------------|----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の稼働 | 地熱流体の採取及び熱水の還元 | |
| | | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | 廃棄物の発生 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

11 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業（以下「焼却施設事業」という。）に係る参考項目

| | | |
|---------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | (略) | 建設機械の稼働 |
| 工事の実 | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 |

| | | | |
|----------------|-----------------|----------------|--|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の稼働 | 地熱流体の採取及び熱水の還元 | |
| | | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | 廃棄物の発生 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

11 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業（以下「焼却施設事業」という。）に係る標準項目

| | | |
|---------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | 放射線の量 |
| | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | (略) | 建設機械の稼働 |
| 工事の実 | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 |

| | | | |
|----------------|-----------------|--------|----|
| 施 | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の稼働 | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | | 機械等の稼働 | |
| | 廃棄物の搬出入 | | |
| 廃棄物の発生 | | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

12 し尿処理施設事業に係る参考項目

| | | | |
|---------|-----|-----------------------------------|----|
| 環境要素の区分 | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | 放射線の量 | |
| | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事の実 | (略) | 建設機械の稼働 | ○※ |
| | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ○※ |

| | | | |
|----------------|-----------------|--------|--|
| 施 | 造成工事及び施設の設置等 | | |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の稼働 | 排ガス | |
| | | 排水 | |
| | | 機械等の稼働 | |
| | 廃棄物の搬出入 | | |
| 廃棄物の発生 | | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

12 し尿処理施設事業に係る標準項目

| | | | |
|---------|-----|--------------------|--|
| 環境要素の区分 | (略) | | |
| | | | |
| | | | |
| 影響要因の区分 | | | |
| 工事の実 | (略) | 建設機械の稼働 | |
| | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | |

| | | |
|---------------|-----------------|----|
| 施 | 造成工事及び施設の設置等 | ○※ |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | |
| | 施設の稼働 | |
| | し尿の搬入 | |
| | 廃棄物の発生 | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

13 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業（以下「最終処分場事業」という。）に係る参考項目

| | | | | |
|---------|--|-----|-----------------------------------|---------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 |
| | | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ○※ |
| | | | 造成工事及び施設の設置等 | ○※ |

| | | |
|---------------|-----------------|--|
| 施 | 造成工事及び施設の設置等 | |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形改変後の土地及び施設の存在 | |
| | 施設の稼働 | |
| | し尿の搬入 | |
| | 廃棄物の発生 | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

13 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業（以下「最終処分場事業」という。）に係る標準項目

| | | | | |
|---------|--|-----|--------------------|---------|
| 環境要素の区分 | | (略) | | |
| | | | | |
| 影響要因の区分 | | (略) | | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 |
| | | | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | |
| | | | 造成工事及び施設の設置等 | |

| | | |
|---|----------|----|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 最終処分場の存在 | |
| | 廃棄物の埋立て | ○※ |
| | 廃棄物の搬入 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u></p> | | |

| | | |
|---|----------|----|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 最終処分場の存在 | |
| | 廃棄物の埋立て | ○※ |
| | 廃棄物の搬入 | |
| 備考 | | |
| <p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u></p> | | |

14 下水道終末処理場事業に係る標準項目

| | | | | |
|------------|--------------------|-------|-----------------------------------|--|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 | | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ | |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ | |
| 土地又は工作物の存在 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | | |
| | 施設の稼働 | | | |

14 下水道終末処理場事業に係る参考項目

| | | | | |
|------------|--------------------|-------|-----------------------------------|--|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 | | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ | |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ | |
| 土地又は工作物の存在 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | | |
| | 施設の稼働 | | | |

| | | |
|---|--------|--|
| 及 供 び 用 | 廃棄物の発生 | |
| 備考 | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | |
| 2～7 (略) | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | |

15 公有水面の埋立又は干拓事業（以下「公有水面埋立等事業」という。）に係る標準項目

| | | | | |
|--|--------------------|-------|-----------------------------------|--|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 | | |
| 工事 の 実 施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ | |
| | 堤防及び護岸の工事 | | ○※ | |
| | 埋立ての工事 | | ○※ | |
| 土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 | 埋立地及び施設の存在 | | | |
| | 工場等における事業活動 | | | |

| | | |
|---|--------|--|
| 及 供 び 用 | 廃棄物の発生 | |
| 備考 | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | |
| 2～7 (略) | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | |

15 公有水面の埋立又は干拓事業（以下「公有水面埋立等事業」という。）に係る参考項目

| | | | | |
|--|--------------------|-------|-----------------------------------|--|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | 放射線の量 | | |
| 工事 の 実 施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ | |
| | 堤防及び護岸の工事 | | ○※ | |
| | 埋立ての工事 | | ○※ | |
| 土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 | 埋立地及び施設の存在 | | | |
| | 工場等における事業活動 | | | |

| | | | |
|---|---------|--|--|
| 及び供用 | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

16 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る参考項目

| | | | | |
|--------------------|------------------|-----|-----------------------------------|---------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 |
| 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | ○※ | | | |
| 造成工事及び工作物の建設 | ○※ | | | |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | | |
| | 宅地等における人の活動 | | | |
| | 自動車の走行 | | | |
| 備考 | | | | |

| | | | |
|--|---------|--|--|
| 及び供用 | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

16 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る標準項目

| | | | | |
|--------------------|------------------|-----|-----------------------------------|---------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 | |
| | | | 工事の実施 | 建設機械の稼働 |
| 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | | | |
| 造成工事及び工作物の建設 | | | | |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | | |
| | 宅地等における人の活動 | | | |
| | 自動車の走行 | | | |
| 備考 | | | | |

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

17 工業団地造成事業に係る参考項目

| | | | |
|---------------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

17 工業団地造成事業に係る標準項目

| | | | |
|---------------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

18 流通業務団地造成事業に係る参考項目

| 環境要素の区分 | | (略) | 影響要因の区分 | |
|---------------|-----------------------|-----|-----------------------------------|--|
| | | | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ | |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ | |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | | | |
| | 事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 | | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握される

2～7 (略)

18 流通業務団地造成事業に係る標準項目

| 環境要素の区分 | | (略) | 影響要因の区分 | |
|---------------|-----------------------|-----|-----------------------------------|--|
| | | | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 | |
| | | | 放射線の量 | |
| | | | 放射線の量 | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | | |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | | |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | | | |
| | 事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 | | | |

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

ものをいう。

19 農用地造成事業に係る参考項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 農用地の使用 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 | | | |

20 土石又は砂利採取事業（以下「土石等採取事業」という。）に係る参考項目

19 農用地造成事業に係る標準項目

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在及び工作物の供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 農用地の使用 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

20 土石又は砂利採取事業（以下「土石等採取事業」という。）に係る標準項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | プラントの建設 | | ○※ |
| 土地の存在及び供用又は工作物 | 土石等の採取 | (略) | ○※ |
| | プラント及び建設機械の稼働 | | |
| | 土石等の搬出入 | | ○※ |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

21 スポーツ又はレクリエーション施設事業（以下「レクリエーション施設等事業」という。）に係る参考項目

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | プラントの建設 | | ○※ |
| 土地の存在及び供用又は工作物 | 土石等の採取 | (略) | ○※ |
| | プラント及び建設機械の稼働 | | |
| | 土石等の搬出入 | | ○※ |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

21 スポーツ又はレクリエーション施設事業（以下「レクリエーション施設等事業」という。）に係る標準項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の供用 | | |
| | 自動車の走行 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 | | | |

22 工場又は事業場事業（以下「工場等事業」という。）に係る参考項目

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の供用 | | |
| | 自動車の走行 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

22 工場又は事業場事業（以下「工場等事業」という。）に係る標準項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

23 リゾートマンション又はリゾートホテル事業（以下「リゾートマンション等事業」という。）に係る参考項目

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形改変後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

23 リゾートマンション又はリゾートホテル事業（以下「リゾートマンション等事業」という。）に係る標準項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の供用 | | |
| | 自動車の走行 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u> | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 <u>この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</u> | | | |

24 複合開発事業に係る参考項目

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び施設の設置等 | | ○※ |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形変更後の土地及び施設の存在 | | |
| | 施設の供用 | | |
| | 自動車の走行 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

24 複合開発事業に係る標準項目

| | | | |
|---|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |
| 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 | | | |

別表第2 参考手法

| | |
|------|------|
| 参考項目 | 参考手法 |
|------|------|

| | | | |
|--|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | | (略) | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | | | 放射線の量 |
| 影響要因の区分 | | (略) | 放射線の量 |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | (略) | ○※ |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | ○※ |
| | 造成工事及び工作物の建設 | | ○※ |
| 土地の存在又は工作物の供用 | 地形変更後の土地及び工作物の存在 | (略) | |
| | 工場等における事業活動 | | |
| | 資材等の搬出入 | | |
| 備考 | | | |
| 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 | | | |
| 2～7 (略) | | | |

別表第2 標準手法

| | |
|------|------|
| 標準項目 | 標準手法 |
|------|------|

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査の手法 | 予測の手法 |
|---------|--|-------|--|
| 硫黄酸化物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び <u>硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| | 焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び <u>硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| 窒素酸化物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び <u>窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| | 飛行場事業に係る航空機の運行、飛行場の施設の供用 焼却施設事業、下 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時 |

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査の手法 | 予測の手法 |
|---------|--|-------|--|
| 硫黄酸化物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期 |
| | 焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期 |
| 窒素酸化物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期 |
| | 飛行場事業に係る航空機の運行、飛行場の施設の供用 焼却施設事業、下 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時 |

| | | |
|--|-----|--|
| 水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | | 期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期 |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | |
| レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用 | | |
| 道路事業に係る自動車の走行 | (略) | 1～3 (略) |
| 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成 | | 4 予測対象時期等 <u>(1) 自動車の走行については、計画交通量の発生が見込まれる</u> |

| | | |
|--|-----|-----------|
| 水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | | 期 |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | |
| レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用 | | |
| 道路事業に係る自動車の走行 | (略) | 1～3 (略) |
| 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成 | | 4 予測対象時期等 |

| | | | |
|--------|---------------------------------|-----|---|
| | 事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 | | <u>時期</u> <u>(2) 資材等の搬出入については、事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| | 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 | | |
| | し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 | | |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 | | |
| | 流通業務団地造成事業に係る事業場等の事業活動及び資材等の搬出入 | | |
| | 土石等採取事業に係る土石等の搬出入 | | |
| | (略) | | |
| 硫化水素 | 地熱発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 <u>発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| 浮遊粒子状物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 |

| | | | |
|--------|---------------------------------|-----|---|
| | 事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 | | <u>時期</u> <u>(2) 資材等の搬出入については、事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| | 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 | | |
| | し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 | | |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 | | |
| | 流通業務団地造成事業に係る事業場等の事業活動及び資材等の搬出入 | | |
| | 土石等採取事業に係る土石等の搬出入 | | |
| | (略) | | |
| 硫化水素 | 地熱発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期 |
| 浮遊粒子状物 | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 |

計画交通量の発生が見込まれる時期

| | | | |
|-------|--------------------------------------|-----|--|
| 質 | | | 状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期 |
| | 焼却施設事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期 |
| | 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | (略) | | |
| 石炭粉じん | 火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期 |
| 粉じん等 | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大になる時期 |
| | (略) | | |
| 大気質に | 焼却施設事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 |

| | | | |
|-------|--------------------------------------|-----|--|
| 質 | | | 状態となる時期 |
| | 焼却施設事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期 |
| | 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | (略) | | |
| 石炭粉じん | 火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期 |
| 粉じん等 | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期 |
| | (略) | | |
| 大気質に | 焼却施設事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 |

| 係る有害物質 | | | 施設の稼働が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大になる時期 |
|---|-----|---|--------------------------------------|
| 騒音 | (略) | | |
| 火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期 | |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | | |
| 道路事業、土地区 | (略) | 1～3 (略) | |

| 係る有害物質 | | | 施設の稼働が定常状態となる時期 |
|---|-----|--|-----------------|
| 騒音 | (略) | | |
| 火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期 | |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | | |
| 道路事業、土地区 | | 1～3 (略) | |

| | |
|-----------|--|
| 4 予測対象時期等 | <p style="text-align: center;"><u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u></p> |
|-----------|--|

| | |
|---|-----|
| 画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 土石等採取事業における土石等の搬 | (略) |
|---|-----|

| | |
|-----------|---|
| 4 予測対象時期等 | <p>(1) <u>自動車の走行については、計画交通量の発生が見込まれる時期</u></p> <p>(2) <u>資材等の搬出入については、事業活動が定常状態になる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期</u></p> |
|-----------|---|

| |
|---|
| 画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行 |
| 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 |
| 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 |
| し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 |
| 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 |
| 土石等採取事業における土石等の搬 |

| | | | |
|----|---|-----|--|
| | 出入 | | |
| | (略) | | |
| | 飛行場事業に係る航空機の運航 | (略) | 1 予測の基本的な手法 <u>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則</u> （昭和49年運輸省令第6号）第1条第1項に規定する算定方式 2～3（略） |
| 振動 | (略) | | |
| | 火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3（略） 4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び <u>振動に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等にお | | |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| | 出入 | | |
| | (略) | | |
| | 飛行場事業に係る航空機の運航 | (略) | 1 予測の基本的な手法 <u>公用飛行場周辺における航空機騒音による傷害の防止等に関する法律施行規則</u> （昭和49年運輸省令第6号）第1条第1項に規定する算定方式 2～3（略） |
| 振動 | (略) | | |
| | 火力発電事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3（略） 4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期 |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等にお | | |

| | | |
|---|-----|-------------------------|
| ける事業活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | |
| 道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 |
| 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 | | <u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u> |
| 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 | | |
| し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 | | |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 | | |

| | | |
|---|-----|--|
| ける事業活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 | | |
| 道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 |
| 火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入 | | <u>(1) 自動車の走行については、計画交通量の発生が見込まれる時期</u> <u>(2) 資材等の搬出入については、事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期</u> |
| 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 | | |
| し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 | | |
| 最終処分場事業に係る廃棄物の搬入 | | |

| | | | |
|------|---|-----|---|
| | 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 | | |
| | 土石等採取事業における土石等の搬出入 | | |
| | (略) | | |
| 悪臭 | 地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び悪臭に係る環境影響が最大になる時期 |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| 水の汚れ | 道路事業に係る休憩所の供用 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期 |
| | 飛行場事業に係る飛行場の施設の供用 | | |
| | 焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設 | | |

| | | | |
|------|---|-----|--|
| | 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 | | |
| | 土石等採取事業における土石等の搬出入 | | |
| | (略) | | |
| 悪臭 | 地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期 |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| 水の汚れ | 道路事業に係る休憩所の供用 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期 |
| | 飛行場事業に係る飛行場の施設の供用 | | |
| | 焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設 | | |

| | | |
|--|-----|---|
| の稼働 | | |
| 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用 | | |
| 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響 |

| | | |
|--|-----|---|
| の稼働 | | |
| 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て | | |
| 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動 | | |
| 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用 | | |
| 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響 |

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---|
| | | | が最大になる時期 |
| 火力発電所事業及び地熱発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期 |
| (略) | | | |
| 水の濁り | (略) | (略) | (略) |
| ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期 |
| せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 | | | |
| 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 | | | |
| 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | | |
| 道路事業に係る休憩所の供用 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る |
| 焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場 | | | |

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---|
| | | | が最大になる時期 |
| 火力発電所事業及び地熱発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期 |
| (略) | | | |
| 水の濁り | (略) | (略) | (略) |
| ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期 |
| せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 | | | |
| 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 | | | |
| 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | | |
| 道路事業に係る休憩所の供用 | (略) | 1～3 (略) | 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る |
| 焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場 | | | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|---|--|---------------------------|-----|---|
| | 事業に係る施設の稼働 | | | 事業に係る施設の稼働 | | | |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | | |
| | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | | |
| | 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | | 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | | |
| 水温 | ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期 | 水温 | ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期 |
| | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | | | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | |
| | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 | | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 発電所の運転が定常状態となる時期 |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| | 事業に係る施設の稼働 | | 環境影響が最大になる時期 |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 水温 | ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期 |
| | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | |
| | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| | 事業に係る施設の稼働 | | 環境影響が最大になる時期 |
| | 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て | | |
| | 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | 農用地造成事業に係る農用地の使用 | | |
| 水温 | ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期 |
| | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | |
| | 火力発電所事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 |

| | | | |
|---------------|---------------------------------------|-----|--|
| | | | 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び水 温に係る環境影響が最 大になる時期 |
| 富栄 養化 | ダム事業に係るダ ムの供用及び貯水 池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設 等の供用が定常状態と なる時期及び富栄養化 に係る環境影響が最大 になる時期 |
| | せき 堰事業に係る堰の 供用及び湛水区域 の存在 | | |
| | 水力発電所事業に 係る発電施設の供 用及び貯水池の存 在 | | |
| | 火力発電所事業に 係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び富 栄養化に係る環境影響 が最大になる時期 |
| 溶存 酸素 量 | ダム事業に係るダ ムの供用及び貯水 池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設 等の供用が定常状態と なる時期及び溶存酸素 量に係る環境影響が最 |
| | せき 堰事業に係る堰の 供用及び湛水区域 の存在 | | |

| | | | |
|---------------|---------------------------------------|-----|---|
| | | | |
| 富栄 養化 | ダム事業に係るダ ムの供用及び貯水 池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設 等の供用が定常状態と なる時期 |
| | せき 堰事業に係る堰の 供用及び湛水区域 の存在 | | |
| | 水力発電所事業に 係る発電施設の供 用及び貯水池の存 在 | | |
| | 火力発電所事業に 係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期 |
| 溶存 酸素 量 | ダム事業に係るダ ムの供用及び貯水 池の存在 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設 等の供用が定常状態と なる時期 |
| | せき 堰事業に係る堰の 供用及び湛水区域 の存在 | | |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|-----|---|
| | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | <u>大になる時期</u> |
| (略) | | | |
| 有害物質 (水質に係るものに限る。) | 焼却施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る <u>環境影響が最大になる時期</u> |
| | 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て | | |
| | 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | レクリエーション施設等事業に係る施設の供用 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る <u>環境影響が最大になる時期</u> |
| (略) | | | |
| 有害 | レクリエーション | (略) | 1～3 (略) |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|-----|--|
| | 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在 | | |
| (略) | | | |
| 有害物質 (水質に係るものに限る。) | 焼却施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期 |
| | 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て | | |
| | 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | | |
| | レクリエーション施設等事業に係る施設の供用 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期 |
| (略) | | | |
| 有害 | レクリエーション | (略) | 1～3 (略) |

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 物質 (地 下水 の水 質に 係る もの に限 る。) | 施設等事業に係る 施設の供用 | | 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態になる時 期及び有害物質に係る <u>環境影響が最大になる 時期</u> |
| 温泉 | 地熱発電所事業に 係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び温 泉に係る <u>環境影響が最 大になる時期</u> |
| 流向 及び 流速 | 火力発電所事業に 係る地形改変後の 土地及び施設の存 在、施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期並びに <u>流向及び流速に係る環 境影響が最大になる時 期</u> |
| (略) | | | |
| 地盤 変動 | 地熱発電事業に係 る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び地 |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| 物質 (地 下水 の水 質に 係る もの に限 る。) | 施設等事業に係る 施設の供用 | | 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態になる時 期 |
| 温泉 | 地熱発電所事業に 係る施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期 |
| 流向 及び 流速 | 火力発電所事業に 係る地形改変後の 土地及び施設の存 在、施設の稼働 | (略) | 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期 |
| (略) | | | |
| 地盤 変動 | 地熱発電事業に係 る施設の稼働 | (略) | 1～2 (略) 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期 |

| | | <u>盤変動に係る環境影響が最大になる時期</u> | |
|---|---|---------------------------|--|
| (略) | | | |
| 建設 工事 に伴 う副 産物 | 道路事業に係る切 土工等又は既存工 作物の撤去等 | (略) | 1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生及 び処分の状況の把握 2～3 (略) |
| | 林道事業に係る造 成等の工事による 一時的な影響 | | |
| | ダム事業に係るダ ムの堤体の工事、 原石の採取の工事、 施工設備及び工事 用道路の設置の工 事、道路の付替の 工事 | | |
| | せき 堰事業に係る堰本 体の工事、護岸の 工事、掘削の工事 | | |
| | 放水路事業に係る 洪水を分流させる 施設の工事、掘削 の工事 | | |
| 鉄道又は軌道事業、 飛行場事業、水力 発電所事業、火力 発電所事業、地熱 | | | |

| (略) | | | |
|---|---|-----|--|
| 建設 工事 に伴 う副 産物 | 道路事業に係る切 土工等又は既存工 作物の撤去等 | (略) | 1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握 2～3 (略) |
| | 林道事業に係る造 成等の工事による 一時的な影響 | | |
| | ダム事業に係るダ ムの堤体の工事、 原石の採取の工事、 施工設備及び工事 用道路の設置の工 事、道路の付替の 工事 | | |
| | せき 堰事業に係る堰本 体の工事、護岸の 工事、掘削の工事 | | |
| | 放水路事業に係る 洪水を分流させる 施設の工事、掘削 の工事 | | |
| 鉄道又は軌道事業、 飛行場事業、水力 発電所事業、火力 発電所事業、地熱 | | | |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-------------|--|--|--|--|
| | <p>発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石等採取事業に係るプラントの建設、土石等の採取</p> | | | | | | |
| 廃棄 | 火力発電所事業、 | (略) | 1 予測の基本的な手法 | | | | |
| | <p>発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石等採取事業に係るプラントの建設、土石等の採取</p> | | | | | | |
| 廃棄 | 火力発電所事業、 | (略) | 1 予測の基本的な手法 | | | | |

| | |
|---|--|
| 物 | 地熱発電所事業、 焼却施設事業、し 尿処理施設事業、 下水道終末処理場 事業に係る廃棄物 の発生 |
| | 公有水面埋立等事 業、工業団地造成 事業、工場等事業 及び複合開発事業 に係る工場等にお ける事業活動 |
| | 土地区画整理事業、 住宅団地造成事業 に係る宅地等にお ける人の活動 |
| | 流通業務団地造成 事業に係る事業場 等における事業活 動及び資材等の搬 出入 |
| | 農用地造成事業に 係る農用地の使用 |
| | レクリエーション 施設等事業及びリ ゾートマンション 等事業に係る施設 |

| | |
|--|--|
| | 事業活動に伴い発生 する廃棄物の種類ごと の発生及び処分の状況 の把握 |
| | 2 (略) |
| | 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状 態となる時期及び廃棄 物に係る環境影響が最 大になる時期 |

| | |
|---|--|
| 物 | 地熱発電所事業、 焼却施設事業、し 尿処理施設事業、 下水道終末処理場 事業に係る廃棄物 の発生 |
| | 公有水面埋立等事 業、工業団地造成 事業、工場等事業 及び複合開発事業 に係る工場等にお ける事業活動 |
| | 土地区画整理事業、 住宅団地造成事業 に係る宅地等にお ける人の活動 |
| | 流通業務団地造成 事業に係る事業場 等における事業活 動及び資材等の搬 出入 |
| | 農用地造成事業に 係る農用地の使用 |
| | レクリエーション 施設等事業及びリ ゾートマンション 等事業に係る施設 |

| | |
|--|--------------------------------------|
| | 事業活動に伴い発生 する廃棄物の種類ごと の発生の状況の把握 |
| | 2 (略) |
| | 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状 態となる時期 |

| | | | |
|---------------------|--|---|--|
| | の供用 | | |
| 二酸化炭素等 | 火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | (略) | 1～2 (略) 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期 |
| 放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの) | 道路事業、林道事業、ダム事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成 | 1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそ | 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期 |

| | | | |
|--------|---|-----|---|
| | の供用 | | |
| 二酸化炭素等 | 火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 | (略) | 1～2 (略) 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期 |
| | | | |

| | | | |
|------|---|--|-----------------------------|
| 放射線の | <p>事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>飛行場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成工事及び施設の設置等</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土石等採取事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、プラントの建設、土石等の搬出入</p> | <p>れがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>1 予測の基本的な手法事例の引用又は解析</p> |
| | <p>道路事業に係る切土工等又は既存工</p> | <p>1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の</p> | |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 量 (水の濁りの発生に伴うもの) | 作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置 | 状況 (2) 濁度又は浮遊物質の状況 (河川にあっては、その調査時における流量の状況も含む。) | 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 |
| | 林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響 | (3) 気象の状況 (4) 流れの状況 (5) 土質の状況 | 3 予測地点 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 |
| | ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、道路の付替の工事 | 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法に用いられたものとする) の収集並びに当該情報の整理及び解析 | 4 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期 |
| | せき堰事業に係る堰本体の工事、護岸の工事、掘削の工事 | | |
| | 放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事 | | |
| 鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処 | 3 調査地域 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特 | | |

| | |
|--|--|
| 理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等 | 性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 |
| 火力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等 | 4 調査地点 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 |
| 公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事 | 5 調査期間等 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき |
| 土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設 | |
| 土石等採取事業に | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|
| | 係るプラントの建設、土石等の採取 | る期間及び時期 | | |
| 放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの) | 道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等 | 1 調査すべき情報 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 (4) 切り土又は盛り土に伴う土砂の保管状況 | 1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間 | |
| | 林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響 | | | |
| | ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、道路の付替の工事 | 2 調査地域 対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域 | | |
| | せき堰事業に係る堰本体の工事、護岸の工事、掘削の工事 | | | |
| | 放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事 | | | |
| | 鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却 | | | |

施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等

公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事

土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設

土石等採取事業に係るプラントの建設、土石等の採取

備考

1～10 (略)

備考

1～10 (略)

11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 施行日以降に準備書の公告を行う対象事業（施行日前に方法書の公告を行ったものに限る。）に係る当該方法書については、第4から第10まで及び第17の規定に基づいて作成されたものとみなす。
-

◎新潟県告示第313号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により策定した、新潟県第12次鳥獣保護管理事業計画～適正な管理をすすめる、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～を変更したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧期間

平成30年 3 月30日から平成30年 4 月27日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話：025—280—5152

◎新潟県告示第314号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、新潟県カワウ管理計画を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧期間

平成30年 3 月30日から平成30年 4 月27日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話：025—280—5152

◎新潟県告示第315号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条（第4条）の規定により、悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成15年12月新潟県告示第2148号）の一部を次のとおり改正し、平成30年 4 月 1 日から実施する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 規制基準 | 2 規制基準 |
| (略) | (略) |
| 備考 第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。 ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>田園住居地域</u> 、 <u>近隣商業地域</u> 、商業 | 備考 第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。 ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>近隣商業地域</u> 、 <u>商業地域</u> 及びこれら |

| | |
|---|------------------------------------|
| 地域及びこれらに相当する地域。 イ～ウ (略) (2)～(3) (略) | に相当する地域。 イ～ウ (略) (2)～(3) (略) |
|---|------------------------------------|

◎新潟県告示第316号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準（昭和53年3月新潟県告示第628号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。
 平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| 1 (略) 2 規制基準 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (略) </div> 備考 1 第1種区域及び第2種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。 なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 <u>準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</u> とは、 <u>平成30年4月1日</u> 現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。 2 (略) | |

◎新潟県告示第317号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（昭和52年4月新潟県告示第833号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (略) 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の定めのある地域（ただし、工業専用地域は除く。）については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 <u>準住居地域及び田園住居地域</u> を類型Ⅰにあてはめ、その他の用途地域を類型Ⅱにあてはめるものとする。 | (略) 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の定めのある地域（ただし、工業専用地域は除く。）については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び <u>準住居地域</u> を類型Ⅰにあてはめ、その他の用途地域を類型Ⅱにあてはめるものとする。 |

◎新潟県告示第318号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条（第4条）第1項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域指定（昭和47年4月新潟県告示第440号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (1) (略) (2) 規制基準 (略) 備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域をいう。 なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 <u>準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域</u> 、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、平成30年4月1日現在において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。 2～3 (略) | (1) (略) (2) 規制基準 (略) 備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域とは、別表の各号に掲げる第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域をいう。 なお、別表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、 <u>準住居地域、近隣商業地域</u> 、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、平成28年4月1日現在において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。 2～3 (略) |

◎新潟県告示第319号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称 新潟県立燕労災病院
- 2 所在地 燕市佐渡633番地
- 3 有効期間 平成30年4月1日から
平成33年3月31日まで

◎新潟県告示第320号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|--------------------------|
| 関川村 | 3者 | 下関1489番1ほか23筆 2.6ha |
| 新発田市 | 16者 | 宮古木穴清水1204番ほか339筆 29.2ha |
| 胎内市 | 8者 | 乙前野地2742番ほか32筆 10.9ha |
| 聖籠町 | 11者 | 次第浜宮前1330番ほか55筆 4.1ha |
| 新潟市 | 71者 | 北区太田棕丙602番ほか916筆 99.4ha |
| 阿賀町 | 1者 | 鹿瀬寺ノ原3431番ほか19筆 1.9ha |
| 三条市 | 18者 | 大宮新田出来潟593番ほか138筆 21.8ha |
| 燕市 | 4者 | 高木5058番ほか7筆 1.7ha |
| 田上町 | 4者 | 田上130番1ほか37筆 6.7ha |
| 弥彦村 | 5者 | 弥彦島崎1860番ほか31筆 2.1ha |

| | | | |
|------|------|-------------------|---------|
| 長岡市 | 38者 | 高島町下島1658番1ほか503筆 | 48.1ha |
| 見附市 | 13者 | 今町越後塚2240番1ほか124筆 | 18.4ha |
| 小千谷市 | 2者 | 真人町時之島丁124番ほか4筆 | 1.1ha |
| 魚沼市 | 4者 | 並柳1381番ほか65筆 | 5.4ha |
| 十日町市 | 8者 | 松之山格子原1497番2ほか79筆 | 8.2ha |
| 津南町 | 1者 | 下船渡丁1179番ほか31筆 | 2.8ha |
| 上越市 | 4者 | 清里区上田島向田4番1ほか111筆 | 15.9ha |
| 妙高市 | 4者 | 十日市古町216番ほか256筆 | 47.0ha |
| 糸魚川市 | 4者 | 道明川端600番1ほか15筆 | 1.9ha |
| 佐渡市 | 14者 | 下久知野崎2562番ほか102筆 | 14.4ha |
| 合計 | 233者 | 2,907筆 | 343.6ha |

2 認可年月日

平成30年3月29日

◎新潟県告示第321号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和51年7月13日新潟県告示第844号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸沢根漁港海岸

2 指定区域

基点1から基点16までを順次結んだ線及び基点1と基点16とを結んだ線により囲まれた区域。

基点17から基点22までを順次結んだ線及び基点17と基点22とを結んだ線により囲まれた区域。

基点23から基点40までを順次結んだ線及び基点23と基点40とを結んだ線により囲まれた区域。

基点41から基点61までを順次結んだ線及び基点41と基点61とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 「3級No.1」基準点（北緯38度00分25秒、東経138度17分33秒）から269度10分20秒44.850メートルの地点

基点2 基点1の地点から268度22分20秒41.682メートルの地点

基点3 基点2の地点から270度26分58秒140.331メートルの地点

基点4 基点3の地点から269度31分52秒108.008メートルの地点

基点5 基点4の地点から271度12分11秒73.588メートルの地点

基点6 基点5の地点から272度26分05秒95.199メートルの地点

基点7 基点6の地点から268度24分55秒59.991メートルの地点

基点8 基点7の地点から264度00分32秒74.126メートルの地点

基点9 基点8の地点から173度15分59秒4.631メートルの地点

基点10 基点9の地点から260度30分56秒0.856メートルの地点

基点11 基点10の地点から162度57分51秒59.716メートルの地点

基点12 基点11の地点から84度18分33秒61.034メートルの地点

基点13 基点12の地点から92度30分54秒110.783メートルの地点

基点14 基点13の地点から120度14分41秒25.162メートルの地点

基点15 基点14の地点から92度05分52秒91.707メートルの地点

基点16 基点15の地点から89度36分59秒295.758メートルの地点

基点17 「3級No.4」基準点（北緯38度00分21秒、東経138度17分06秒）から02度54分45秒115.098メートルの地点

基点18 基点17の地点から260度37分23秒15.884メートルの地点

基点19 基点18の地点から170度09分45秒4.495メートルの地点

基点20 基点19の地点から166度32分00秒55.424メートルの地点

基点21 基点20の地点から03度25分35秒56.437メートルの地点

- 基点22 基点21の地点から260度31分35秒0.845メートルの地点
基点23 「3級No.5」基準点(北緯38度00分18秒、東経138度16分56秒)から335度45分56秒108.429メートルの地点
基点24 基点23の地点から248度20分15秒52.026メートルの地点
基点25 基点24の地点から252度10分27秒86.262メートルの地点
基点26 基点25の地点から248度48分33秒74.157メートルの地点
基点27 基点26の地点から245度07分02秒79.997メートルの地点
基点28 基点27の地点から241度49分35秒135.016メートルの地点
基点29 基点28の地点から241度40分36秒95.868メートルの地点
基点30 基点29の地点から151度35分46秒4.404メートルの地点
基点31 基点30の地点から239度40分48秒1.878メートルの地点
基点32 基点31の地点から136度35分28秒63.414メートルの地点
基点33 基点32の地点から62度39分06秒111.753メートルの地点
基点34 基点33の地点から103度00分26秒35.411メートルの地点
基点35 基点34の地点から63度33分10秒149.461メートルの地点
基点36 基点35の地点から69度48分22秒214.752メートルの地点
基点37 基点36の地点から340度28分11秒46.167メートルの地点
基点38 基点37の地点から250度27分18秒14.201メートルの地点
基点39 基点38の地点から351度27分03秒40.018メートルの地点
基点40 基点39の地点から250度25分06秒1.390メートルの地点
基点41 「3級No.5」基準点(北緯38度00分18秒、東経138度16分56秒)から257度06分49秒541.934メートルの地点
基点42 基点41の地点から240度33分47秒35.535メートルの地点
基点43 基点42の地点から236度10分48秒48.828メートルの地点
基点44 基点43の地点から231度48分15秒37.243メートルの地点
基点45 基点44の地点から227度43分20秒41.256メートルの地点
基点46 基点45の地点から223度17分19秒46.787メートルの地点
基点47 基点46の地点から218度43分12秒40.020メートルの地点
基点48 基点47の地点から216度59分11秒50.189メートルの地点
基点49 基点48の地点から226度20分18秒21.070メートルの地点
基点50 基点49の地点から237度55分29秒22.639メートルの地点
基点51 基点50の地点から208度46分14秒43.871メートルの地点
基点52 基点51の地点から134度59分56秒80.001メートルの地点
基点53 基点52の地点から44度51分04秒42.459メートルの地点
基点54 基点53の地点から09度05分12秒20.560メートルの地点
基点55 基点54の地点から34度13分11秒94.625メートルの地点
基点56 基点55の地点から91度46分09秒36.697メートルの地点
基点57 基点56の地点から46度43分54秒111.270メートルの地点
基点58 基点57の地点から03度24分00秒35.376メートルの地点
基点59 基点58の地点から57度34分20秒38.453メートルの地点
基点60 基点59の地点から343度54分32秒62.252メートルの地点
基点61 基点60の地点から240度11分43秒1.899メートルの地点

3 変更年月日

平成30年3月30日

◎新潟県告示第322号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市宮川字平21の1、21の2、字樋渡22の1、22の2

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第323号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営山島地区区画整理(農地中間管理機構関連農地整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年4月2日から平成30年4月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市西蒲区役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第324号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成30年4月2日から平成30年4月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

| 事業主体名 | 地区名 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|-------|------|----------|-----------|
| 新潟県 | 伊米ヶ崎 | 換地計画書の写し | 魚沼市役所広神庁舎 |

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第325号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 調査を行った者の名称及び地域

| 調査を行った者の名称 | 成果の名称及び地域 |
|------------|--------------------------|
| 刈羽村 | 刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字刈羽の一部 |
| 刈羽村 | 刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字十日市の一部 |

2 認証年月日

平成30年3月19日

◎新潟県告示第326号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸魚川市土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(災害復旧事業 谷根地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年7月24日から平成30年3月6日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大字谷根ほか地内

◎新潟県告示第327号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量) 2点
- 2 作業期間 平成29年10月19日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 小千谷市大字塩殿地内

◎新潟県告示第328号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成29年7月3日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市、村上市、胎内市

◎新潟県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------|------|---------------|-----------|
| 見附市太田町字釜ヶ入1997番1から | 新 | 11.2～36.6メートル | 217.1メートル |
| 同市田井町字長坂3572番2まで | 旧 | 11.2～42.7メートル | 217.1メートル |

◎新潟県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------|------|--------------|-----------|
| 上越市三和区桑曾根字櫻腰345番5から | 新 | 7.6～23.8メートル | 160.3メートル |
| 同市三和区桑曾根字大抜352番1まで | 旧 | 7.3～21.0メートル | 160.3メートル |

備考 路線の重用

全区間県道上越安塚浦川原線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|------|-------|-----|
|-----|------|-------|-----|

| | | | |
|---------------------|---|--------------|-----------|
| 上越市三和区桑曾根字櫻腰345番5から | 新 | 7.6～23.8メートル | 160.3メートル |
| 同市三和区桑曾根字大抜352番1まで | 旧 | 7.3～21.0メートル | 160.3メートル |

備考 路線の重用
全区間県道上越安塚柏崎線と重用

◎新潟県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間
上越市三和区桑曾根字櫻腰345番5から同市三和区桑曾根字大抜352番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月30日

◎新潟県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|-------------------|------|--------------|----------|
| 妙高市大字樽本字東川手乙5番4から | 新 | 4.9～14.0メートル | 83.8メートル |
| 同市大字樽本字東川手乙5番2まで | 旧 | 4.0～6.4メートル | 82.8メートル |

◎新潟県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字樽本字東川手乙5番4から同市大字樽本字東川手乙5番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月30日

◎新潟県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 施行者の名称

田上町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 加茂都市計画下水道事業

(2) 名称 田上町公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年4月13日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年新潟県告示第1034号、平成元年新潟県告示第478号、平成7年新潟県告示第2499号、平成15年新潟県告示第186号、平成20年新潟県告示第305号及び平成27年新潟県告示第242号の事業地のうち大字田上字普代地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第335号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------------------|---|------------------|
| 3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗 | | 3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗 | |
| 名称 | 主たる事務所の位置又は店舗の位置 | 名称 | 主たる事務所の位置又は店舗の位置 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三菱UFJ銀行 新潟支店 | 〃 | 三菱 <u>東京</u> UFJ銀行 新潟支店 | 〃 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 新潟県信用組合の県内全店舗 | 新潟市 | 新潟 <u>県</u> 信用組合の県内全店舗 | 新潟市 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 三條信用組合 〃 | 三条市 | 三條信用組合 〃 | 三条市 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 新潟県信用農業協同組合連合会 <u>本店</u> | 〃 | 新潟県信用農業協同組合連合会 <u>〃</u> | 〃 |
| 新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>本店</u> | 〃 | 新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>〃</u> | 〃 |
| 新潟市農業協同組合の県内全店舗 (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。) | 〃 | 新潟市農業協同組合 <u>〃</u> (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。) | 〃 |

| | |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行に限る。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車税(新規登録時)、自動車取得税、自動車保管場所証明申請手数料(車庫証明)及び保管場所標章交付手数料の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。)</p> | <p>(略)</p> <p>4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行に限る。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車税(新規登録時)、自動車取得税、自動車保管場所証明申請手数料(車庫証明)及び保管場所標章交付(再交付)手数料の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。)</p> |
|--|---|

◎新潟県告示第336号

新潟県資金前渡取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第946号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(支払)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資金前渡職員は、<u>社会保険料(労働保険料を除く。)</u>並びに電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p> <p>(支出命令者への報告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> | <p>(支払)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資金前渡職員は、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p> <p>(支出命令者への報告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費(以下「<u>若草寮入所児童経費等</u>」と総称する。)に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>3 (略)</p> <p>(資金精算書)</p> <p>第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金(規則第126条第2項各号に掲げるものを除く。)の支払事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証明書を添付し、当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。この場合において、支出命令者は、当該資金精算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。</p> | <p>3 (略)</p> <p>(資金精算書)</p> <p>第9条 資金前渡職員は、交付を受けた資金(交際費、若草寮入所児童経費等又は規則第132条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に定める額をもつて資金前渡した場合において、その支払金額が当該前渡した金額と同一で、かつ、支払の際に領収書を徴したことを確認したものに係るものを除く。)の支払事務が終了したときは、1週間以内に資金精算書に当該支払の領収書、振込金受領書等又は支払証明書を添付し、当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。この場合において、支出命令者は、当該資金精算書を出納閉鎖後5年間保管しなければならない。</p> |
|---|--|

◎新潟県告示第337号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定(昭和57年3月新潟県告示第947号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山隆一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定(昭和39年3月新潟県告示第317号)は、昭和57年3月31日限り廃止する。</p> <p>(略)</p> <p><u>警察本部警務部広報広聴課</u></p> <p><u>〃 〃 会計課</u></p> <p><u>〃 交通部交通指導課</u></p> <p>(略)</p> | <p>新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定(昭和39年3月新潟県告示第317号)は、昭和57年3月31日限り廃止する。</p> <p>(略)</p> <p><u>警察本部警務部会計課</u></p> <p>(略)</p> |

公 告

行政文書及び公文書の公開の実施状況について(公告)

新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第29条の規定及び附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号)第19条の規定に基づく平成28年度における行政文書及び公文書の公開等の実施状況は、次のとおりである。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山隆一

1 行政文書及び公文書の公開請求等の状況

| 区 分 | 受 付 窓 口 | | 計 |
|------|----------|-----------|-------|
| | 行政情報センター | 地 域 機 関 等 | |
| 請 求 | 1,063 | 1,046 | 2,109 |
| 行政文書 | 1,062 | 1,044 | 2,106 |
| 公文書 | 1 | 2 | 3 |
| 申 出 | 12 | 7 | 19 |
| 計 | 1,075 | 1,053 | 2,128 |

2 行政文書及び公文書の公開決定の状況

| 区 分 | 処 理 状 況 | | | | | 計 |
|------|---------|------|-------|----|------|-------|
| | 公 開 | 部分公開 | 非 公 開 | | 取下げ等 | |
| | | | 不 存 在 | | | |
| 請 求 | 1,159 | 758 | 90 | 87 | 102 | 2,109 |
| 行政文書 | 1,157 | 758 | 90 | 87 | 101 | 2,106 |
| 公文書 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 申 出 | 7 | 6 | 4 | 4 | 2 | 19 |
| 計 | 1,166 | 764 | 94 | 91 | 104 | 2,128 |

3 行政文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

| 実 施 機 関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|---------------|-----------------|---------|------|-------|----|------|----|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非 公 開 | | 取下げ等 | |
| | | | | 不 存 在 | | | |
| 知 事 部 局 | 知 事 政 策 局 | 6 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 総 務 管 理 部 | 78 | 29 | 41 | | | 8 |
| | 県 民 生 活 ・ 環 境 部 | 41 | 22 | 11 | 3 | 3 | 5 |
| | 防 災 局 | 4 | 2 | 2 | | | |
| | 福 祉 保 健 部 | 259 | 179 | 31 | 41 | 41 | 8 |
| | 産 業 労 働 観 光 部 | 34 | 31 | 3 | | | |
| | 農 林 水 産 部 | 42 | 28 | 11 | 1 | 1 | 2 |
| | 農 地 部 | 4 | 3 | | 1 | 1 | |
| | 土 木 部 | 406 | 299 | 85 | 1 | 1 | 21 |
| | 交 通 政 策 局 | 15 | 4 | 8 | 3 | 3 | |
| | 出 納 局 | 4 | 1 | 1 | | | 2 |
| | 村 上 地 域 振 興 局 | 77 | 37 | 36 | 1 | 1 | 3 |
| | 新 発 田 地 域 振 興 局 | 67 | 29 | 36 | | | 2 |
| | 新 潟 地 域 振 興 局 | 154 | 100 | 48 | 1 | 1 | 5 |
| | 三 条 地 域 振 興 局 | 84 | 37 | 45 | 1 | 1 | 1 |
| | 長 岡 地 域 振 興 局 | 107 | 71 | 35 | | | 1 |
| | 魚 沼 地 域 振 興 局 | 63 | 21 | 38 | 1 | 1 | 3 |
| | 南 魚 沼 地 域 振 興 局 | 67 | 27 | 37 | 1 | 1 | 2 |
| | 十 日 町 地 域 振 興 局 | 57 | 12 | 44 | 1 | 1 | |
| | 柏 崎 地 域 振 興 局 | 70 | 33 | 35 | 1 | 1 | 1 |
| 上 越 地 域 振 興 局 | 90 | 53 | 35 | 1 | 1 | 1 | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|-------|-------|-----|----|----|-----|
| | 糸魚川地域振興局 | 52 | 18 | 33 | 1 | 1 | |
| | 佐渡地域振興局 | 73 | 27 | 37 | 2 | 2 | 7 |
| | 計 | 1,854 | 1,064 | 655 | 62 | 62 | 73 |
| その他 | 議会 | 26 | 8 | 11 | 5 | 5 | 2 |
| | 企業局 | 11 | 7 | 2 | 2 | 2 | |
| | 病院局 | 43 | 17 | 13 | 5 | 5 | 8 |
| | 教育委員会 | 57 | 37 | 10 | 2 | 2 | 8 |
| | 選挙管理委員会 | 22 | 11 | 7 | 1 | 1 | 3 |
| | 人事委員会 | 2 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 監査委員 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 公安委員会 | | | | | | |
| | 警察本部 | 83 | 13 | 58 | 5 | 2 | 7 |
| | 労働委員会 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 収用委員会 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 新潟海区漁業調整委員会 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 連合海区漁業調整委員会 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 内水面漁場管理委員会 | 1 | | | 1 | 1 | |
| | 新潟県住宅供給公社 | | | | | | |
| | 新潟県土地開発公社 | | | | | | |
| | 新潟県立大学 | | | | | | |
| | 新潟県立看護大学 | 2 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 計 | 252 | 93 | 103 | 28 | 25 | 28 |
| | 合計 | 2,106 | 1,157 | 758 | 90 | 87 | 101 |

4 公文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

| 実施機関 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | 取下げ等 |
|---------|----------|---------|------|--------------|------|
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 不 存 在 | |
| 知事部局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | | | | |
| | 県民生活・環境部 | | | | |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | | | | |
| | 産業労働観光部 | | | | |
| | 農林水産部 | 1 | 1 | | |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | | | | |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | | | | |
| | 新発田地域振興局 | | | | |
| | 新潟地域振興局 | 1 | 1 | | |
| | 三条地域振興局 | | | | |
| | 長岡地域振興局 | | | | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | 1 | | | 1 |
| | 十日町地域振興局 | | | | |
| 柏崎地域振興局 | | | | | |
| 上越地域振興局 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|---|---|--|--|--|---|
| | 糸魚川地域振興局 | | | | | | |
| | 佐渡地域振興局 | | | | | | |
| | 計 | 3 | 2 | | | | 1 |
| その他 | 企業局 | | | | | | |
| | 病院局 | | | | | | |
| | 教育委員会 | | | | | | |
| | 選挙管理委員会 | | | | | | |
| | 人事委員会 | | | | | | |
| | 監査委員 | | | | | | |
| | 労働委員会 | | | | | | |
| | 収用委員会 | | | | | | |
| | 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 連合海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 内水面漁場管理委員会 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 合計 | | 3 | 2 | | | | 1 |

5 公文書の公開申出の実施機関別内訳及び決定状況

| 実施機関 | 申出件数 | 処 理 状 況 | | | |
|----------|----------|---------|------|-------|------|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非 公 開 | 取下げ等 |
| | | | | 不 存 在 | |
| 知事部局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 県民生活・環境部 | 1 | | 1 | 1 |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | 4 | 1 | 2 | 1 |
| | 産業労働観光部 | | | | |
| | 農林水産部 | 2 | 1 | | 1 |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | | | | |
| | 新発田地域振興局 | | | | |
| | 新潟地域振興局 | | | | |
| | 三条地域振興局 | | | | |
| | 長岡地域振興局 | 4 | 3 | 1 | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | | | | |
| | 十日町地域振興局 | 2 | 1 | 1 | |
| | 柏崎地域振興局 | | | | |
| 上越地域振興局 | | | | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | | | |
| 佐渡地域振興局 | | | | | |
| 計 | 18 | 7 | 5 | 4 | 2 |
| その他 | 企業局 | | | | |
| | 病院局 | | | | |
| | 教育委員会 | | | | |
| | 選挙管理委員会 | 1 | | 1 | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|---|---|---|---|---|--|
| その他 | 人事委員会 | | | | | | |
| | 監査委員 | | | | | | |
| | 労働委員会 | | | | | | |
| | 収用委員会 | | | | | | |
| | 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 連合海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| | 内水面漁場管理委員会 | | | | | | |
| | 新潟県住宅供給公社 | | | | | | |
| | 新潟県土地開発公社 | | | | | | |
| | 新潟県立大学 | | | | | | |
| | 新潟県立看護大学 | | | | | | |
| | 計 | 1 | | 1 | | | |
| 合計 | 19 | 7 | 6 | 4 | 4 | 2 | |

6 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

| 不服申立件数 | | 決定・裁決状況 | | | | 取下げ | 検討中 |
|--------------|-----------|---------|------|----|----|-----|-----|
| 前年度からの審理継続件数 | 本年度不服申立件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | | |
| 6 | 7 | | | | | | 13 |

7 行政情報センター等における情報提供件数

| 区分 | 資料閲覧 | 相談・案内 | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 行政情報センター | 716 | 2 | 718 |
| 県民サービスセンター等 | 1,126 | 63 | 1,189 |
| 計 | 1,842 | 65 | 1,907 |

個人情報保護の運用状況について（公告）

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第53条の規定に基づく平成28年度における保有個人情報の開示等の運用状況は、次のとおりである。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 個人情報取扱事務の登録件数（平成29年3月末日現在）

| 実施機関 | 登録件数 | | 実施機関 | 登録件数 | |
|------|----------|-----|------|---------------|------|
| | | | | | 実施機関 |
| 知事部局 | 知事政策局 | 47 | その他 | 議 会 | 23 |
| | 総務管理部 | 135 | | 企 業 局 | 26 |
| | 県民生活・環境部 | 245 | | 病 院 局 | 56 |
| | 防 災 局 | 50 | | 教 育 委 員 会 | 331 |
| | 福祉保健部 | 715 | | 選 挙 管 理 委 員 会 | 31 |
| | 産業労働観光部 | 109 | | 人 事 委 員 会 | 14 |
| | 農林水産部 | 380 | | 監 査 委 員 会 | 13 |
| | 農 地 部 | 62 | | 公 安 委 員 会 | 1 |
| | 土 木 部 | 239 | | 警 察 本 部 | 137 |
| | 交通政策局 | 42 | | 労 働 委 員 会 | 12 |
| | 出 納 局 | 23 | | 収 用 委 員 会 | 9 |

| | | | |
|----------|-------|-------------|-----|
| 村上地域振興局 | | 新潟海区漁業調整委員会 | 8 |
| 新発田地域振興局 | 5 | 佐渡海区漁業調整委員会 | 7 |
| 新潟地域振興局 | 10 | 連合海区漁業調整委員会 | 6 |
| 三条地域振興局 | 2 | 内水面漁場管理委員会 | 6 |
| 長岡地域振興局 | 2 | | |
| 魚沼地域振興局 | | | |
| 南魚沼地域振興局 | | | |
| 十日町地域振興局 | | | |
| 柏崎地域振興局 | 4 | | |
| 上越地域振興局 | 4 | | |
| 糸魚川地域振興局 | | | |
| 佐渡地域振興局 | 6 | | |
| 計 | 2,080 | 計 | 680 |
| 合 | | 計 | |
| | | 2,760 | |

2 保有個人情報の開示請求等の状況（口頭による開示請求を除く。）

| 区分 | 受付窓口 | | 計 |
|--------|----------|-------|-----|
| | 行政情報センター | 地域機関等 | |
| 開示請求 | 96 | 29 | 125 |
| 訂正請求 | 1 | | 1 |
| 利用停止請求 | | | |
| 計 | 97 | 29 | 126 |

3 保有個人情報の開示請求等の実施機関別内訳及び処理状況

(1) 開示請求（口頭による開示請求を除く。）

| 実施機関 | 請求件数 | 処理状況 | | | |
|--------------|----------|------|------|-----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 取下げ等 |
| 知事 部 局 | 知事政策局 | | | | |
| | 総務管理部 | 2 | | 2 | |
| | 県民生活・環境部 | | | | |
| | 防災局 | | | | |
| | 福祉保健部 | 11 | 4 | 7 | |
| | 産業労働観光部 | 2 | 1 | 1 | |
| | 農林水産部 | 2 | 2 | | |
| | 農地部 | | | | |
| | 土木部 | | | | |
| | 交通政策局 | | | | |
| | 出納局 | | | | |
| | 村上地域振興局 | 1 | | 1 | |
| | 新発田地域振興局 | 1 | | 1 | |
| | 新潟地域振興局 | 11 | 7 | 1 | 3 |
| | 三条地域振興局 | 3 | | 2 | 1 |
| | 長岡地域振興局 | | | | |
| | 魚沼地域振興局 | | | | |
| | 南魚沼地域振興局 | 1 | | 1 | |
| | 十日町地域振興局 | | | | |
| 柏崎地域振興局 | 1 | | 1 | | |

| | | | | | | |
|-----------------|---------------|-----|----|----|---|---|
| | 上越地域振興局 | 1 | 1 | | | |
| | 糸魚川地域振興局 | | | | | |
| | 佐渡地域振興局 | 1 | 1 | | | |
| | 計 | 37 | 16 | 17 | 4 | |
| そ の 他 | 議 会 | | | | | |
| | 企 業 局 | | | | | |
| | 病 院 局 | 2 | 1 | 1 | | |
| | 教 育 委 員 会 | 6 | 2 | 4 | | |
| | 選 挙 管 理 委 員 会 | | | | | |
| | 人 事 委 員 会 | 4 | 3 | | | 1 |
| | 監 査 委 員 | | | | | |
| | 公 安 委 員 会 | | | | | |
| | 警 察 本 部 | 76 | 8 | 62 | 2 | 4 |
| | 労 働 委 員 会 | | | | | |
| | 収 用 委 員 会 | | | | | |
| | 新潟海区漁業調整委員会 | | | | | |
| | 佐渡海区漁業調整委員会 | | | | | |
| | 連合海区漁業調整委員会 | | | | | |
| | 内水面漁場管理委員会 | | | | | |
| | 新 潟 県 立 大 学 | | | | | |
| 新 潟 県 立 看 護 大 学 | | | | | | |
| | 計 | 88 | 14 | 67 | 2 | 5 |
| | 合 計 | 125 | 30 | 84 | 6 | 5 |

(2) 口頭による開示請求の件数

| 実 施 機 関 | 件 数 |
|-----------------|-----|
| 知 事 | 260 |
| 企 業 局 | |
| 病 院 局 | 85 |
| 教 育 委 員 会 | 15 |
| 人 事 委 員 会 | 267 |
| 議 会 | |
| 新 潟 県 立 大 学 | 74 |
| 新 潟 県 立 看 護 大 学 | 32 |
| 合 計 | 733 |

(3) 訂正請求

| 番号 | 訂正請求 年月日 | 請求者 | 保有個人情報の内容 | 担 当 課 (課 ・ 所) | 決定内容 | 備考 |
|----|-------------|-------|--------------------|--------------------|------|--------------------|
| 1 | H29.3.28 | 法定代理人 | 学校から提出済みの事故 報告書 | 教育庁高等学 校教育課 | 非訂正 | (H29.2.24 開示請求) |

(4) 利用停止請求

なし

4 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

| 不服申立件数 | | 決 定 ・ 裁 決 状 況 | | | | 取 下 げ | 検 討 中 |
|----------------------|-------------------------|---------------|---------|-----|-----|-------|-------|
| 前年度か らの審理 継続件数 | 本 年 度 不 服 申 立 件 数 | 認 容 | 一 部 認 容 | 棄 却 | 却 下 | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|--|--|---|---|--|---|
| 10 | | | 1 | 1 | | 8 |
|----|--|--|---|---|--|---|

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の提供件数

なし

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成29年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

等級 検定職種（作業名）

受検番号

2級

金属材料試験

（組織試験作業）

B0001 D0001

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成27年の海面漁業生産量は3.4万トン、生産額は130億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的

な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物 | 資源管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|-----------|-------------------|-------|
| すけとうだら | 平成29年4月から平成30年3月 | — |
| まあじ | 平成29年1月から平成29年12月 | 若干 |
| まいわし | 平成29年1月から平成29年12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成29年7月から平成30年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成29年4月から平成30年3月 | 若干 |
| ずわいがに | 平成29年7月から平成30年6月 | 347トン |

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物 | 資源管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|-----------|-------------------|-------|
| すけとうだら | 平成30年4月から平成31年3月 | — |
| まあじ | 平成30年1月から平成30年12月 | 若干 |
| まいわし | 平成30年1月から平成30年12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成30年7月から平成31年6月 | (注) |
| するめいか | 平成30年4月から平成31年3月 | 若干 |
| ずわいがに | 平成30年7月から平成31年6月 | (注) |

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(注) まさば及びごまさば、ずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかごの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|-----------------------------|---|--------------------------|-----------|
| まがれい | 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 | 次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点 | 平成30年9月1日から平成30年10月31日まで | 1,843 |

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|-------------------------------------|---|--------------------------|-----------|
| まがれい | 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(板びき網漁業) | 次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点 | 平成30年9月1日から平成30年10月31日まで | 1,843 |

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） |
| 1 非紹介患者等負担額 | 1 非紹介患者等負担額 |
| (1) 初診時 | (1) 初診時 |
| ア 十日町病院 1,260円 | ア 十日町病院 1,260円 |
| イ がんセンター新潟病院 2,250円 | イ がんセンター新潟病院、 <u>新発田病院</u> 2,250円 |
| ウ 中央病院、 <u>新発田病院</u> | ウ 中央病院 |
| (ア) 医科 5,400円 | (ア) 医科 5,400円 |
| (イ) 歯科 3,240円 | (イ) 歯科 3,240円 |
| (2) 再診時 | (2) 再診時 |
| 中央病院、 <u>新発田病院</u> | 中央病院 |
| ア 医科 2,700円 | ア 医科 2,700円 |
| イ 歯科 1,620円 | イ 歯科 1,620円 |
| 2～9 (略) | 2～9 (略) |
| 10 健康診断料 | 10 健康診断料 |
| (1)～(3) (略) | (1)～(3) (略) |
| (4) 短期人間ドック料 | (4) 短期人間ドック料 |
| ア (略) | ア (略) |
| イ 通院1日コース 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,170円</u> を加算する。) | イ 通院1日コース 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,200円</u> を加算する。) |
| ウ がんドック | ウ がんドック |
| (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>44,880円</u> | (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>44,850円</u> |
| (イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>30,490円</u> | (イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>30,460円</u> |
| (ウ) (略) | (ウ) (略) |
| 11 予防接種料 | 11 予防接種料 |
| 1件につき <u>200円</u> に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） | 1件につき <u>180円</u> に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） |
| ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。 | ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。 |
| 12～17 (略) | 12～17 (略) |

| | | | |
|-------|------------------------------|-------|-----------------|
| 18 | 体外受精料 | | |
| (1) | 採卵 | 1件につき | <u>65,540円</u> |
| (2) | 採卵、 | 1件につき | <u>96,020円</u> |
| (3) | 採卵から胚移植まで | 1件につき | <u>119,130円</u> |
| 19～23 | (略) | | |
| 24 | 歯科料金 | | |
| (1) | 歯冠修復 | | |
| | ア 全部被覆冠 | | |
| | (ア) <u>ポーセレンメタルセラミッククラウン</u> | | <u>124,200円</u> |
| | (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン | | <u>124,200円</u> |
| | (ウ) <u>フルジルコニア</u> | | <u>116,640円</u> |
| | (エ) <u>プレッサブルセラミックス</u> | | <u>116,640円</u> |
| | (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 | | <u>72,360円</u> |
| | (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 | | <u>66,960円</u> |
| | (キ) ハイブリッドセラミックスJK | | <u>60,480円</u> |
| | (ク) 金合金 | | <u>72,360円</u> |
| | (ケ) 金パラジウム・チタン | | <u>60,480円</u> |
| | イ 3/4冠、4/5冠 | | |
| | (ア) ハイブリッドセラミックス | | <u>48,600円</u> |
| | (イ) 金合金 | | <u>65,880円</u> |
| | (ウ) 金パラジウム・チタン | | <u>55,080円</u> |
| | ウ (略) | | |
| | エ インレー | | |
| | (ア) <u>ポーセレン</u> | | <u>66,960円</u> |
| | (イ) <u>プレッサブルセラミックス</u> | | <u>66,960円</u> |
| | (ウ) ハイブリッドセラミックス | | <u>48,600円</u> |
| | (エ) 金合金 | | <u>55,080円</u> |
| | (オ) 金パラジウム・チタン | | <u>48,600円</u> |
| | オ コア | | |
| | (ア) 金合金 | | <u>18,360円</u> |
| | (イ) 金パラジウム・チタン | | <u>16,200円</u> |
| | (ウ) 銀合金・その他の合金 | | <u>8,640円</u> |
| | (エ) ファイバー | | <u>12,960円</u> |
| | (オ) コンポジットレジン | | <u>8,640円</u> |
| | カ ベニア修復 | | |
| | (ア) コンポジットレジン | | <u>48,600円</u> |
| | (イ) <u>ポーセレン</u> | | <u>85,320円</u> |
| | (ウ) ハイブリッドセラミックス | | <u>60,480円</u> |
| | キ (略) | | |
| (2) | 欠損補綴 | | |
| | ア 局部床義歯 | | |
| | (ア) <u>レジン床義歯</u> | | |
| | a 1床1歯から1床4歯まで | | <u>96,120円</u> |
| | b 1床5歯から1床8歯まで | | <u>125,280円</u> |

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|-----------------|
| 18 | 体外受精料 | | |
| (1) | 採卵 | 1件につき | <u>65,520円</u> |
| (2) | 採卵、培養 | 1件につき | <u>97,040円</u> |
| (3) | 採卵から胚移植まで | 1件につき | <u>120,150円</u> |
| 19～23 | (略) | | |
| 24 | 歯科料金 | | |
| (1) | 歯冠修復 | | |
| | ア 全部被覆冠 | | |
| | (ア) <u>セラミック</u> | | <u>99,360円</u> |
| | (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン | | <u>113,400円</u> |
| | (ウ) <u>エンジェルクラウン</u> | | <u>75,600円</u> |
| | (エ) <u>e. m a x</u> | | <u>75,600円</u> |
| | (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 | | <u>64,800円</u> |
| | (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 | | <u>59,400円</u> |
| | (キ) ハイブリッドセラミックスJK | | <u>54,000円</u> |
| | (ク) 金合金 | | <u>59,400円</u> |
| | (ケ) 金パラジウム・チタン | | <u>54,000円</u> |
| | イ 3/4冠、4/5冠 | | |
| | (ア) ハイブリッドセラミックス | | <u>43,200円</u> |
| | (イ) 金合金 | | <u>54,000円</u> |
| | (ウ) 金パラジウム・チタン | | <u>48,600円</u> |
| | ウ (略) | | |
| | エ インレー | | |
| | (ア) <u>セラミック</u> | | <u>59,400円</u> |
| | (イ) <u>e. m a x</u> | | <u>59,400円</u> |
| | (ウ) ハイブリッドセラミックス | | <u>43,200円</u> |
| | (エ) 金合金 | | <u>48,600円</u> |
| | (オ) 金パラジウム・チタン | | <u>43,200円</u> |
| | オ コア | | |
| | (ア) 金合金 | | <u>16,200円</u> |
| | (イ) 金パラジウム合金・チタン | | <u>14,040円</u> |
| | (ウ) 銀合金・その他の合金 | | <u>7,560円</u> |
| | (エ) ファイバー | | <u>10,800円</u> |
| | (オ) コンポジットレジン | | <u>7,560円</u> |
| | カ ベニア修復 | | |
| | (ア) コンポジットレジン | | <u>43,200円</u> |
| | (イ) <u>セラミック</u> | | <u>75,600円</u> |
| | (ウ) ハイブリッドセラミックス | | <u>54,000円</u> |
| | キ (略) | | |
| (2) | 欠損補綴 | | |
| | ア 局部床義歯 | | |

| | | | | | |
|-----|-----------------|----------|-----|-----------------|----------|
| c | 1床9歯から1床12歯まで | 154,440円 | | | |
| d | 1床13歯、1床14歯 | 167,440円 | | | |
| (イ) | 金合金 | | (ア) | 金合金 | |
| a | 1床1歯から1床4歯まで | 417,960円 | a | 1床1歯から1床4歯まで | 372,600円 |
| b | 1床5歯から1床8歯まで | 446,040円 | b | 1床5歯から1床8歯まで | 397,440円 |
| c | 1床9歯から1床12歯まで | 473,040円 | c | 1床9歯から1床12歯まで | 422,280円 |
| d | 1床13歯、1床14歯 | 496,800円 | d | 1床13歯、1床14歯 | 460,080円 |
| (ウ) | 金パラジウム合金 | | (イ) | 金パラジウム合金 | |
| a | 1床1歯から1床4歯まで | 389,880円 | a | 1床1歯から1床4歯まで | 347,760円 |
| b | 1床5歯から1床8歯まで | 405,000円 | b | 1床5歯から1床8歯まで | 360,720円 |
| c | 1床9歯から1床12歯まで | 446,040円 | c | 1床9歯から1床12歯まで | 397,440円 |
| d | 1床13歯、1床14歯 | 488,160円 | d | 1床13歯、1床14歯 | 435,240円 |
| (エ) | その他の合金 | | (ウ) | その他の合金 | |
| a | 1床1歯から1床4歯まで | 254,880円 | a | 1床1歯から1床4歯まで | 226,800円 |
| b | 1床5歯から1床8歯まで | 285,120円 | b | 1床5歯から1床8歯まで | 253,800円 |
| c | 1床9歯から1床12歯まで | 315,360円 | c | 1床9歯から1床12歯まで | 280,800円 |
| d | 1床13歯、1床14歯 | 332,640円 | d | 1床13歯、1床14歯 | 297,000円 |
| (オ) | (略) | | (エ) | (略) | |
| イ | 総義歯 | | イ | 総義歯 | |
| (ア) | レジン床義歯 | 147,960円 | (ア) | 金合金 | 521,640円 |
| (イ) | 金合金 | 584,280円 | (イ) | 金パラジウム合金 | 484,920円 |
| (ウ) | 金パラジウム合金 | 543,240円 | (ウ) | コバルトクロム合金 | 291,600円 |
| (エ) | コバルトクロム合金 | 324,000円 | (エ) | チタン | 345,600円 |
| (オ) | チタン | 378,000円 | | | |
| ウ | 鑄造鉤 | | ウ | 鑄造鉤 | |
| (ア) | 金合金 | | (ア) | 金合金 | |
| a | 特殊型 | 23,760円 | a | 特殊型 | 20,520円 |
| b | 両翼鉤・双歯鉤 | 18,360円 | b | 両翼鉤・双歯鉤 | 16,200円 |
| (イ) | 金パラジウム合金 | | (イ) | 金パラジウム合金 | |
| a | 特殊型 | 18,360円 | a | 特殊型 | 16,200円 |
| b | 両翼鉤・双歯鉤 | 14,580円 | b | 両翼鉤・双歯鉤 | 12,960円 |
| (ウ) | その他の合金 | | (ウ) | その他の合金 | |
| a | 特殊型 | 15,120円 | a | 特殊型 | 13,500円 |
| b | 両翼鉤・双歯鉤 | 14,580円 | b | 両翼鉤・双歯鉤 | 12,960円 |
| エ | 線鉤 | | エ | 線鉤 | |
| | 両翼鉤・双歯鉤 | | | 両翼鉤・双歯鉤 | |
| (ア) | 金合金 | 18,360円 | (ア) | 金合金 | 16,200円 |
| (イ) | その他の合金 | 8,640円 | (イ) | その他の合金 | 7,020円 |
| オ | フック、スパー、レスト | | オ | フック、スパー、レスト | |
| (ア) | 金合金 | 12,960円 | (ア) | 金合金 | 10,800円 |
| (イ) | 金パラジウム合金 | 10,260円 | (イ) | 金パラジウム合金 | 9,180円 |
| (ウ) | その他の合金 | 8,640円 | (ウ) | その他の合金 | 7,020円 |
| カ | 鑄造バー | | カ | 鑄造バー | |
| (ア) | 金合金 | 59,400円 | (ア) | 金合金 | 52,380円 |
| (イ) | 金パラジウム合金 | 45,360円 | (イ) | 金パラジウム合金 | 39,960円 |
| (ウ) | その他の合金 | 30,240円 | (ウ) | その他の合金 | 27,000円 |
| キ | 屈曲バー | 12,960円 | キ | 屈曲バー | 10,800円 |
| ク | 根面キャップ(金合金) | 22,680円 | ク | 根面キャップ(金合金) | 19,440円 |
| ケ | 咬合面鑄造金属歯(1歯につき) | | ケ | 咬合面鑄造金属歯(1歯につき) | |
| (ア) | 金合金 | 11,880円 | (ア) | 金合金 | 10,260円 |

| | |
|--|----------|
| (イ) 金パラジウム合金 | 9,072円 |
| (ウ) その他の合金 | 6,480円 |
| コ コーヌスクローネ外冠 歯冠修復物の料金に8,000円を加算した額 | |
| サ ブレード・ティース (片側) | |
| (ア) 金合金 | 62,000円 |
| (イ) その他の金属 | 34,000円 |
| シ 診断設計料 | |
| (ア) 磁性アタッチメント (1か所につき) 14,000円に使用材料 (マグネット材料) の 購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこ れを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ るときはこれを10円に切り上げる。) | |
| (イ) 部品交換 7,000円に使用材料 (マグネット材料) の 購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこ れを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ るときはこれを10円に切り上げる。) | |
| (ウ) その他のアタッチメント 42,000円に使用材料 (金属代及びアタッ チメント材料) の購入価格を加えた額に1.08を 乗じて得た額(その額に、5円未満の端数が あるときはこれを切り捨て、5円以上10円未 満の端数があるときはこれを10円に切り上げ る。) | |
| (エ) テレスコープ (1歯につき) 54,500円に使用材料 (金属代) の購入価格 を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、 5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときはこれを 10円に切り上げる。) | |
| (3) 矯正 | |
| ア 矯正相談料 | 3,024円 |
| イ 矯正検査診断料 | |
| (ア) 形態的検査診断料 | 39,960円 |
| (イ) 機能的検査診断料 | 14,040円 |
| ウ 装置料 | |
| (ア) 上顎顎外固定装置 | 70,200円 |
| (イ) オトガイ帽装置 | 70,200円 |
| (ウ) 上顎前方牽引装置 | 86,400円 |
| (エ) 機能的矯正装置 | |
| a バイオネーター | 70,200円 |
| b アクチバトール | 70,200円 |
| c ムーシールド | 70,200円 |
| d ビムラー装置 | 70,200円 |
| e フレンケル装置 | 108,000円 |
| f 咬合斜面板 | 48,600円 |
| g 咬合挙上板 | 48,600円 |

| | |
|--|---------|
| (イ) 金パラジウム合金 | 8,100円 |
| (ウ) その他の合金 | 5,400円 |
| コ コーヌスクローネ外冠 歯冠修復物の料金に7,020円を加算した額 | |
| サ ブレード・ティース (片側) | |
| (ア) 金合金 | 59,400円 |
| (イ) その他の金属 | 32,400円 |
| シ 診断設計料 | |
| (ア) 磁性アタッチメント (1か所につき) 12,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た 額(その額に、5円未満の端数があるとき はこれを切り捨て、5円以上10円未満の端 数があるときはこれを10円に切り上げる。) | |
| (イ) 部品交換 6,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た 額(その額に、5円未満の端数があるとき はこれを切り捨て、5円以上10円未満の端 数があるときはこれを10円に切り上げる。) | |
| (ウ) その他のアタッチメント 37,000円に使用材料 (金属代及びアタッ チメント材料) の購入価格を加えた額に1.08 を乗じて得た額(その額に、5円未満の端 数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10円未満の端数があるときはこれを10円に 切り上げる。) | |
| (エ) テレスコープ (1歯につき) 48,500円に使用材料 (金属代) の購入価 格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その 額に、5円未満の端数があるときはこれを 切り捨て、5円以上10円未満の端数がある ときはこれを10円に切り上げる。) | |
| (3) 矯正 | |
| ア 矯正相談料 | 2,700円 |
| イ 矯正検査診断料 | |
| (ア) 形態的検査診断料 | 35,640円 |
| (イ) 機能的検査診断料 | 11,880円 |
| ウ 装置料 | |
| (ア) 上顎顎外固定装置 | 65,880円 |
| (イ) オトガイ帽装置 | 65,880円 |
| (ウ) 上顎前方牽引装置 | 77,760円 |
| (エ) 機能的矯正装置 | |
| a バイオネーター | 65,880円 |
| b アクチバトール | 65,880円 |
| c ムーシールド | 65,880円 |
| d ビムラー装置 | 65,880円 |
| e フレンケル装置 | 95,040円 |
| f 咬合斜面板 | 42,120円 |
| g 咬合挙上板 | 42,120円 |

| | | | |
|--------------------------------|----------|--------------------------------|----------|
| h 切歯斜面板 | 21,600円 | h 切歯斜面板 | 18,360円 |
| i リップバンパー | 48,600円 | i リップバンパー | 42,120円 |
| (オ) 拡大装置 | | (オ) 拡大装置 | |
| a クアードヘリックス | 43,200円 | a クアードヘリックス | 42,120円 |
| b バイヘリックス | 43,200円 | b バイヘリックス | 42,120円 |
| c コフィンの拡大弧線装置 | 48,600円 | c コフィンの拡大弧線装置 | 42,120円 |
| d 急速拡大装置 | 64,800円 | d 急速拡大装置 | 54,000円 |
| (カ) 舌側弧線装置 | 37,800円 | (カ) 舌側弧線装置 | 35,640円 |
| (キ) トランスパラタルアーチ | 37,800円 | (キ) トランスパラタルアーチ | 35,640円 |
| (ク) ペンデュラム装置 | 108,000円 | (ク) ペンデュラム装置 | 95,040円 |
| (ケ) スライディングプレート | 27,000円 | (ケ) スライディングプレート | 23,760円 |
| (コ) 床矯正装置 | 37,800円 | (コ) 床矯正装置 | 35,640円 |
| (サ) スペースリグナー | 74,520円 | (サ) スペースリグナー | 65,880円 |
| (シ) 口腔習癖防止装置 | 34,560円 | (シ) 口腔習癖防止装置 | 30,240円 |
| (ス) セクショナルブラケット装置A | 162,000円 | (ス) セクショナルブラケット装置A | 118,800円 |
| (セ) セクショナルブラケット装置B (補綴処 置前) | 75,600円 | (セ) セクショナルブラケット装置B (補綴処 置前) | 71,280円 |
| (ソ) マルチブラケット装置A | | (ソ) マルチブラケット装置A | |
| a 金属・審美ブラケット | 486,000円 | a 金属・審美ブラケット | 432,000円 |
| b セラミックスブラケット | 594,000円 | b セラミックスブラケット | 540,000円 |
| (タ) (略) | | (タ) (略) | |
| (チ) 可撤式樹脂矯正装置 | 432,000円 | (チ) 可撤式樹脂矯正装置 | 356,400円 |
| (ツ) 矯正治療用インプラント 1本につき | 27,000円 | (ツ) 矯正治療用インプラント 1本につき | 23,760円 |
| (テ) 保定装置 | | (テ) 保定装置 | |
| a 片顎 | 32,400円 | a 片顎 | 30,240円 |
| b 両顎 | 64,800円 | b 両顎 | 60,480円 |
| (ト) 保隙装置 | | (ト) 保隙装置 | |
| a クラウン(バンド)ループ | 25,920円 | a クラウン(バンド)ループ | 22,680円 |
| b ディスタルシュー | 28,080円 | b ディスタルシュー | 24,840円 |
| c 乳歯義歯 | | c 乳歯義歯 | |
| (a) 1歯から4歯まで | 25,920円 | (a) 1歯から4歯まで | 22,680円 |
| (b) 5歯から8歯まで | 28,080円 | (b) 5歯から8歯まで | 24,840円 |
| (c) 総義歯 | 63,720円 | (c) 総義歯 | 56,160円 |
| エ 口腔細菌検査 | | エ 口腔細菌検査 | |
| (ア) 齶蝕細菌検査 | 6,588円 | (ア) 齶蝕細菌検査 | 5,940円 |
| (イ) 歯周病原菌検査 | 15,120円 | (イ) 歯周病原菌検査 | 12,960円 |
| オ (略) | | オ (略) | |
| カ (略) | | カ (略) | |
| キ 転医資料作成料 | 20,520円 | キ 転医資料作成料 | 18,360円 |
| ク 緊急処置料 | 8,640円 | ク 緊急処置料 | 7,560円 |
| ケ 必要抜歯 | | ケ 必要抜歯 | |
| (ア) 難抜歯 1歯につき | 8,640円 | (ア) 難抜歯 1歯につき | 7,560円 |
| (イ) 埋没歯抜 1歯につき | 17,280円 | (イ) 埋没歯抜 1歯につき | 15,120円 |
| (ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき | 5,400円 | (ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき | 4,320円 |
| コ 萌出困難歯の開窓術 | | コ 萌出困難歯の開窓術 | |
| (ア) 骨削を要する場合 | 30,240円 | (ア) 骨削を要する場合 | 27,000円 |
| (イ) 骨削を要しない場合 | 5,400円 | (イ) 骨削を要しない場合 | 4,320円 |
| (4) マウスガード | | (4) マウスガード | |
| ア エルコフレックス | | ア エルコフレックス | |

| | | | |
|------------------------------------|---------------|------------------------------------|---------------|
| (ア) ノンラミネート | 7,020円 | (ア) ノンラミネート | 9,180円 |
| (イ) ラミネート 2枚 | 11,340円 | (イ) ラミネート 2枚 | 12,960円 |
| (ウ) ラミネート 3枚 | 16,200円 | (ウ) ラミネート 3枚 | 17,280円 |
| イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカ ップエラストマー等) | 29,700円 | イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカ ップエラストマー等) | 29,160円 |
| (5) フッ素化物歯面塗布 | | (5) フッ素化物歯面塗布 | |
| ア (略) | | ア (略) | |
| イ 個人トレー法 片顎につき | 5,940円 | イ 個人トレー法 片顎につき | 5,180円 |
| (6) (略) | | (6) (略) | |
| (7) 生活歯漂白後の経過観察料 | 2,160円 | (7) 生活歯漂白後の経過観察料 | 1,620円 |
| (8) 失活歯の漂白 | | (8) 失活歯の漂白 | |
| ア ウォーキングブリーチ | | ア ウォーキングブリーチ | |
| 1歯につき | 10,800円 | 1歯につき | 9,720円 |
| イ ウォーキングブリーチ及びコンポジットレ ジン修復 | 1歯につき 21,600円 | イ ウォーキングブリーチ及びコンポジット レジン修復 | 1歯につき 19,440円 |
| (9) 歯のマニキュア | | (9) 歯のマニキュア | |
| ア 片顎につき | 14,580円 | ア 片顎につき | 12,960円 |
| イ 1歯につき | 3,024円 | イ 1歯につき | 2,700円 |
| ウ 修理1歯につき | 1,836円 | ウ 修理1歯につき | 1,620円 |
| エ メンテナンス | 1,836円 | エ メンテナンス | 1,620円 |
| (10) PMTC 1口腔につき | 7,560円 | (10) PMTC 1口腔につき | 6,480円 |
| (11) 歯周外科手術 | | (11) 歯周外科手術 | |
| ア 歯冠延長術 | 9,720円 | ア 歯冠延長術 | 8,640円 |
| イ 骨移植術 | 30,240円 | イ 骨移植術 | 27,000円 |
| ウ 人工骨移植材填塞処置 | 14,580円 | ウ 人工骨移植材填塞処置 | 12,960円 |
| エ 顎堤増大術 | 30,240円 | エ 顎堤増大術 | 27,000円 |
| オ 再生療法(エムドゲイン、PRP) | 14,580円 | オ 再生療法(エムドゲイン、PRP) | 12,960円 |
| カ 結合組織移植術 1歯につき | 27,000円 | カ 結合組織移植術 1歯につき | 19,440円 |
| キ (略) | | キ (略) | |
| (12) 歯周組織再生療法後の歯周治療 | | (12) 歯周組織再生療法後の歯周治療 | |
| ア 歯周組織検査 1口腔につき | 6,048円 | ア 歯周組織検査 1口腔につき | 5,400円 |
| イ 手術部位の歯面清掃 | | イ 手術部位の歯面清掃 | |
| 月1回につき | 1,836円 | 月1回につき | 1,620円 |
| ウ 口腔清掃指導 月1回につき | 1,836円 | ウ 口腔清掃指導 月1回につき | 1,620円 |
| エ 咬合調整 1回につき | 1,296円 | エ 咬合調整 1回につき | 1,080円 |
| オ 暫間固定(材料費含む) | 4,212円 | オ 暫間固定(材料費含む) | 3,780円 |
| (13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の 改善 | 月1回につき 5,400円 | (13) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕 の改善 | 月1回につき 4,320円 |
| (14) メラニン色素除去 1歯1回につき | 1,944円 | (14) メラニン色素除去 1歯1回につき | 1,730円 |
| (15) 歯肉エピテーゼ 1装置につき | 10,800円 | (15) 歯肉エピテーゼ 1装置につき | 9,720円 |
| (16) インプラント料金 | | (16) インプラント料金 | |
| ア 総合診断料 | 10,000円 | ア 総合診断料 | 10,800円 |
| イ ステント制作費 | | イ ステント制作費 | |
| (ア) 1装置につき | 15,000円 | (ア) 1装置につき | 16,200円 |
| (イ) 診断用模型ワックスアップ | 5,000円 | (イ) 診断用模型ワックスアップ | 5,400円 |
| ウ 埋入手術料【1次】1本につき | 150,000円 | ウ 埋入手術料【1次】1本につき | 162,000円 |
| (インプラント体及び手術に伴う材料費を含む) | | (インプラント体及び手術に伴う材料費を含む) | |

| | | | |
|---|--------------|---|----------|
| エ ガイデッドサージェリー 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) | 20,000円 | エ ガイデッドサージェリー 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) | 21,600円 |
| オ 暫間インプラント (アンカーインプラント含む) | | オ 暫間インプラント (アンカーインプラント含む) | |
| (ア) 埋入手術料 1本につき | 10,000円 | (ア) 埋入手術料 1本につき | 10,800円 |
| (イ) (略) | | (イ) (略) | |
| カ 埋入手術料【2次】 | | カ 埋入手術料【2次】 | |
| (ア) 手術料 1本につき | 5,000円 | (ア) 手術 1本につき | 5,400円 |
| (イ) (略) | | (イ) (略) | |
| キ インプラント関連手術 | | キ インプラント関連手術 | |
| (ア) 顎堤形成術 1歯相当につき | 25,000円 | (ア) 顎堤形成 1歯相当につき | 27,000円 |
| (イ) GBR技術料加算 1か所 | 10,000円 | (イ) ソケットプリザベーション(1歯につき) | |
| (ウ) ソケットプリザベーション(1歯につき) | | a 人工骨使用あり | 21,000円 |
| a 人工骨使用あり | 21,000円 | b 人工骨使用なし | 10,000円 |
| b 人工骨使用なし | 10,000円 | (ウ) 歯肉整形 1歯につき | 15,000円 |
| (エ) 歯肉整形術 1歯につき | 15,000円 | (エ) 上顎洞底挙上術 片側 | 150,000円 |
| (オ) 上顎洞底挙上術 片側 | 150,000円 | (カ) 骨採取 | |
| (カ) 骨採取 | | a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部 等) | |
| a 口腔内(オトガイ部、上顎結節、臼後部 等) | 1か所 50,000円 | b 口腔外(腸骨、腓骨 等) | |
| b 口腔外(腸骨、腓骨 等) | 1か所 100,000円 | (キ) オトガイ神経移動術 片側 | 30,000円 |
| (キ) オトガイ神経移動術 片側 | 30,000円 | (ク) 下顎管移動術 片側 | 100,000円 |
| (ク) 下顎管移動術 片側 | 100,000円 | (ケ) 粘膜移植術(採取、移植を含む) | |
| (ケ) 粘膜移植術(採取、移植を含む) | 50,000円 | (コ) 皮膚移植術(採取、移植を含む) | |
| (コ) 皮膚移植術(採取、移植を含む) | 60,000円 | (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 | |
| (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 | 1,500円 | (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき | 1,500円 |
| (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき | 1,500円 | (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う | 21,000円 |
| (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う | 21,000円 | (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置 | 10,000円 |
| (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置 | 10,000円 | (ソ) (略) | |
| (ソ) (略) | | ク 技工物料金(上部構造体) | |
| ク 技工物料金(上部構造体) | | (ア) 全部鑄造冠 | |
| (ア) 全部鑄造冠 | | a 金合金 | 170,000円 |
| a 金合金 | 170,000円 | b その他 | 124,000円 |
| b その他 | 124,000円 | (イ) ハイブリットセラミック前装冠 | 146,000円 |
| (イ) ハイブリットセラミック前装冠 | 146,000円 | (ウ) メタルセラミックウラウン | 170,000円 |
| (ウ) メタルセラミックウラウン | 170,000円 | | |

| | |
|---|---|
| (エ) オールセラミッククラウン | 152,000円 |
| (オ) ジルコニアクラウン | 224,000円 |
| ケ (略) | |
| コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 120,000円×インプラント本数+歯冠修復の 料金×本数 | |
| サ AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤 式Cr & Br) | |
| | 34,000円×インプラントの本数 |
| シ テンポラリークラウン 1歯につき | 4,000円 |
| ス テンポラリークラウン (メタル) 1歯につき | 9,000円 |
| セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) | 1,200円 |
| ソ 修復物の調整・修理 1装置につき | |
| (ア) 簡単 | 6,000円 |
| (イ) 困難 | 12,000円 |
| (ウ) 著しく困難 | 18,000円 |
| タ 可撤式床義歯 | |
| (ア) レジン床 | 213,000円 |
| (イ) 金合金 | 717,000円 |
| (ウ) 金パラジウム合金 | 465,000円 |
| (エ) チタン | 350,000円 |
| (オ) コバルトクロム合金 | 300,000円 |
| チ (略) | |
| ツ 義歯修理、リベース・リライニング 6,000円+点数表により算出した額 (印象採 得以降のもの)×1.051 (その額に、5円未満 の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10円未満の端数があるときはこれを10円に切り 上げる。) +材料費 (材料の購入価格に1.08を 乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があ るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の 端数があるときはこれを10円に切り上げる。)) | |
| テ 既製アタッチメント (診断・設計料を含む) 1歯につき | 34,000円+材料費 (材料の購入 価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未 満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以 上10円未満の端数があるときはこれを10円に 切り上げる。)) |
| ト テレスコープ (コーヌスクローネ内冠・ミ リングバー等を含む) 1歯につき | 23,000円 (金属料金は含まれる) |
| ナ AGC (ガルバノフォーミングを用いた床義 歯) 可撤式床義歯の料金+12,000円× (AGC使 用部の) 歯数 (アタッチメント料金は含まない) | |
| ニ スクリューオンデンチャー 896,000円+23,000円×インプラント本数 | |

| | |
|---|---|
| (エ) オールセラミッククラウン | 145,800円 |
| (オ) ジルコニアクラウン | 216,000円 |
| ケ (略) | |
| コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 108,000円×インプラント本数+歯冠修復の 料金×本数 | |
| サ AGC (ガルバノフォーミングを用いた可撤 式Cr & Br) | |
| | 32,400円×インプラントの本数 |
| シ テンポラリークラウン 1歯につき | 3,240円 |
| ス テンポラリークラウン (メタル) 1歯につき | 8,640円 |
| セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル) | 1,080円 |
| ソ 修復物の調整・修理 1装置につき | 5,400円 |
| タ 可撤式床義歯 | |
| (ア) レジン床 | 205,200円 |
| (イ) 金合金 | 691,200円 |
| (ウ) 金パラジウム合金 | 448,200円 |
| (エ) チタン | 345,600円 |
| (オ) コバルトクロム合金 | 291,600円 |
| チ (略) | |
| ツ 義歯修理、リベース・リライニング 5,400円+点数表により算出した額 (印象採 得以降のもの)×1.051 (その額に、5円未満 の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上 10円未満の端数があるときはこれを10円に切り 上げる。) +材料費 (材料の購入価格に1.08を 乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があ るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の 端数があるときはこれを10円に切り上げる。)) | |
| テ 既製アタッチメント (診断・設計料を含む) 1歯につき | 32,400円+材料費 (材料の購入 価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未 満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以 上10円未満の端数があるときはこれを10円に 切り上げる。)) |
| ト テレスコープ (コーヌスクローネ内冠・ミ リングバー等を含む) 1歯につき | 21,600円 (金属料金は含まれる) |
| ナ AGC (ガルバノフォーミングを用いた床義 歯) 可撤式床義歯の料金+10,800円× (AGC使 用部の) 歯数 (アタッチメント料金は含まない) | |
| ニ スクリューオンデンチャー 864,000円+21,600円×インプラント本数 | |

| | | | |
|----------------------|--|----------------------|--|
| (金属料金は896,000円に含まれる) | | (金属料金は864,000円に含まれる) | |
| ヌ | 中間構造物 スクリューアタッチメント固定 1か所 <u>34,000円</u> | ヌ | 中間構造物 スクリューアタッチメント固定 1か所 <u>32,400円</u> |
| ネ | インプラントナイトガード (院内技工、印象 代含む) <u>17,000円</u> | ネ | インプラントナイトガード (院内技工、印象 代含む) <u>16,200円</u> |
| ノ | (略) | ノ | (略) |
| ハ | メンテナンス料 1回につき <u>5,000円</u> | ハ | メンテナンス料 1回につき <u>5,400円</u> |
| ヒ | 相談料 1回につき <u>3,000円</u> | ヒ | 相談料 1回につき <u>3,240円</u> |
| フ | 緊急処置料 <u>6,800円</u> | フ | 緊急処置料 <u>6,480円</u> |
| (17) | 麻酔 | (17) | 麻酔 |
| ア | 静脈内鎮静法 | ア | 静脈内鎮静法 |
| (ア) | 実施時間が2時間までの場合 <u>12,960円</u> | (ア) | 実施時間が2時間までの場合 <u>10,800円</u> |
| (イ) | 実施時間が2時間を超える場合 <u>12,960円</u> に2時間を超える30分までごと に <u>6,480円</u> を加算した額 | (イ) | 実施時間が2時間を超える場合 <u>10,800円</u> に2時間を超える30分までごと に <u>5,400円</u> を加算した額 |
| イ | 笑気吸入鎮静法 | イ | 笑気吸入鎮静法 |
| (ア) | 実施時間が2時間までの場合 <u>1,836円</u> | (ア) | 実施時間が2時間までの場合 <u>1,620円</u> |
| (イ) | 実施時間が2時間を超える場合 <u>1,836円</u> に2時間を超える30分までごと に <u>1,836円</u> を加算した額 | (イ) | 実施時間が2時間を超える場合 <u>1,620円</u> に2時間を超える30分までごと に <u>1,620円</u> を加算した額 |
| 25 | (略) | 25 | (略) |
| 26 | 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>210円</u> | 26 | 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>190円</u> |
| 27~46 | (略) | 27~46 | (略) |
| 備考 | (略) | 備考 | (略) |

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、平成30年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県病院局管理規程第 4 号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3 月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (特殊診療手当) | (特殊診療手当) |
| <p>第 5 条 職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務 1 月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第 1 号の額は、勤務 1 月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の 2 分の 1 に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の 2 分の 1 に相当する額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医師等(管理職員を除く。)が手術又は分娩(以下「手術等」という。)に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額 別表第 3 に定める点数区分に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数(当該点数が負となるときは、零)の月の合計点数(1 点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額 <u>（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) <u>産科及び産婦人科の医師が分娩業務に従事した場合の額 分娩 1 件につき、10,000円を当該業務に従事した医師の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>3 前項第 1 号に定める計算において、<u>その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> | <p>第 5 条 職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務 1 月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第 1 号の額は、勤務 1 月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の 2 分の 1 に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の 2 分の 1 に相当する額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医師等(管理職員を除く。)が手術又は分娩(以下「手術等」という。)に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額 別表第 3 に定める点数区分に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数(当該点数が負となるときは、零)の月の合計点数(1 点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額</p> <p>ア～ウ (略)</p> |
| (緊急出勤手当) | (緊急出勤手当) |
| <p>第 8 条 職員(別に定める職員に限る。)が勤務時間以外の時間に緊急業務(分娩、手術又は緊急業務に限る。)に対応するため呼び出され当該緊急業務に従事したときは緊急出勤手当を支給する。</p> | <p>第 8 条 職員(別に定める職員に限る。)が勤務時間以外の時間に緊急業務(分娩、手術又は緊急業務に限る。)に対応するため呼び出され当該緊急業務に従事したときは緊急出勤手当を支給する。</p> |

2 (略)

(月額の手当の特例)

第10条 手当の額が月額で定められている特殊勤務手当 (第5条に規定する特殊診療手当のうち同条第2項第1号及び第4号から第6号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給を受ける職員の1の給与期間における当該手当の業務に従事した日数 (一般職員給与条例第4条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含む。)が当該給与期間における全日数から週休日の日数を差し引いた日数の2分の1に満たないときは、その者の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

(略)

備考 手術を行った場合の点数区分欄の点数は、「診療報酬の算定方法」(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)により算出した点数とする。

2 (略)

(月額の手当の特例)

第10条 手当の額が月額で定められている特殊勤務手当 (第5条に規定する特殊診療手当のうち同条第2項第1号、第4号及び第5号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給を受ける職員の1の給与期間における当該手当の業務に従事した日数 (一般職員給与条例第4条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含む。)が当該給与期間における全日数から週休日の日数を差し引いた日数の2分の1に満たないときは、その者の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

(略)

備考

1 手術を行った場合の点数区分欄の点数は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月16日厚生省告示第54号)により算出した点数 (以下、「診療報酬点数」という。)とする。

2 分娩を行った場合の点数区分欄の点数は、分娩毎の産児数により定める次の点数 (以下、「分娩点数」という。)に応じた点数とする。

| | |
|------------------|----------------|
| <u>産児1児の場合</u> | <u>3,100点</u> |
| <u>産児2児の場合</u> | <u>7,300点</u> |
| <u>産児3児の場合</u> | <u>11,500点</u> |
| <u>産児4児以上の場合</u> | <u>15,700点</u> |

3 手術を伴う分娩を行った場合の点数区分欄の点数は、診療報酬点数 (点数が3,100点以上のものに限る。)に、分娩点数を加えた点数とする。

4 帝王切開を行った場合の点数区分欄の点数は、診療報酬点数に、分娩毎の産児数により定める次の点数を加えた点数とする。

| | |
|------------------|----------------|
| <u>産児1児の場合</u> | <u>2,000点</u> |
| <u>産児2児の場合</u> | <u>4,800点</u> |
| <u>産児3児の場合</u> | <u>7,700点</u> |
| <u>産児4児以上の場合</u> | <u>10,600点</u> |

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------|---|---|-----------------|----------------------------|-----------------|
| 別表第1（病院） | | | 別表第1（病院） | | |
| 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 | 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 三条市 | (略) 介護老人保健施設 いっぷく2番館 <u>介護療養型老人保健 施設 三条東</u> | (略) 三条市帯織800 <u>三条市北入蔵2 丁目17番27号 三条東病院内</u> | 三条市 | (略) 介護老人保健施設 いっぷく2番館 | (略) 三条市帯織800 |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-113号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（規則第2-43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(19) (略) <u>(19)の2 任用規則第17条の規定により、名簿訂正 すること（重要なものを除く。）。</u> (20)～(34) (略) | (委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(19) (略) (20)～(34) (略) |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 5 - 65号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の任用に関する規則（規則第 5 - 18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|---------|-----------------------|---------|
| 別表第 3 （第33条関係） | | 別表第 3 （第33条関係） | |
| 委任事務 | 委任を受ける者 | 委任事務 | 委任を受ける者 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <u>2</u> 第28条第 7 号に掲げる職に採用する場合の職員の選考に関する事務 | 任命権者 | | |
| <u>3</u> (略) | (略) | <u>2</u> (略) | (略) |
| <u>4</u> (略) | (略) | <u>3</u> (略) | (略) |
| <u>5</u> (略) | (略) | <u>4</u> (略) | (略) |

第 2 条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1819号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第 6 - 224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--------------|------------------------------|-----------------------------------|--------------|-------------|-----------------------------------|
| 別表第 1 | | | 別表第 1 | | |
| 給料表 | 職 員 | 加算割合 | 給料表 | 職 員 | 加算割合 |
| (略) | | | (略) | | |
| 教育職給料表(三) | 職務の級 4 級の職員 | 100分の15 (委員会が別に定める職員にあつては100分の20) | 教育職給料表(三) | 職務の級 4 級の職員 | 100分の15 (委員会が別に定める職員にあつては100分の20) |
| | 職務の級 3 級の職員(副校長の職を占める職員に限る。) | 100分の15 | | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | (略) | | (略) |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第 1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年 3月新潟県人事委員会訓令第 1号）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から実施する。

平成30年 3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|------------------|--|------------------|
| 別表第 1 (第 3条、第 9条関係) | | 別表第 1 (第 3条、第 9条関係) | |
| 事務局長専決事項 | 委員会に報告を要するもの(○印) | 事務局長専決事項 | 委員会に報告を要するもの(○印) |
| (1)～(7) (略) | (略) | (1)～(7) (略) | (略) |
| (8) 職員の任用に関する規則第 20条から第 22条までの規定により、 <u>採用候補者の提示を行うこと。</u> | | (8) 職員の任用に関する規則第 20条から第 22条までの規定により、 <u>任用候補者の提示を行うこと。</u> | |
| (9)～(18) (略) | | (9)～(18) (略) | |

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第7号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|------|------|------|-------------|------|------|------|
| 別表第1 県立中学校 | | | | 別表第1 県立中学校 | | | |
| 県立学校の名称 | 収容定員 | | | 県立学校の名称 | 収容定員 | | |
| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
| 新潟県立阿賀黎明中学校 | | 40 | 40 | 新潟県立阿賀黎明中学校 | 40 | 40 | 40 |

◎新潟県教育委員会告示第8号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|---------------|------|--------------------|-------------|-----------|------|------|------|------|---------|--------------------|-----------|-----------|-----------|------|------|------|------|--|--|
| 別表第2 県立高等学校 | | | | | | | | | | 別表第2 県立高等学校 | | | | | | | | | |
| 県立学校の名称 | | 全日制の課程の学科 | 定時制の課程の学科 | 通信制の課程の学科 | 収容定員 | | | | 県立学校の名称 | | 全日制の課程の学科 | 定時制の課程の学科 | 通信制の課程の学科 | 収容定員 | | | | | |
| 本校名 | 分校名 | | | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 本校名 | 分校名 | | | | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | | |
| 新潟県立新潟高等学校 | | 普通 | | | 290 | 280 | 280 | | | 普通 | | | 280 | 280 | 280 | | | | |
| | | 理数 | | | 80 | 80 | 80 | | | 理数 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| | | 普通 | | | 280 | 320 | 320 | | | 普通 | | | 320 | 320 | 320 | | | | |
| 新潟県立新潟中央高等学校 | | 食物 | | | 40 | 40 | 40 | | | 食物 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 音楽 | | | 40 | 40 | 40 | | | 音楽 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立新潟西高等学校 | | 普通 | | | 320 | 320 | 320 | | | 普通 | | | 320 | 320 | 320 | | | | |
| 新潟県立新潟東高等学校 | | 普通 | | | 280 | 320 | 320 | | | 普通 | | | 320 | 320 | 320 | | | | |
| 新潟県立新潟北高等学校 | | 普通 | | | 240 | 280 | 280 | | | 普通 | | | 280 | 280 | 320 | | | | |
| | | 機械 | | | 80 | 80 | 80 | | | 機械 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| | | 電気 | | | 80 | 80 | 80 | | | 電気 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| | | 建築 | | | 80 | 80 | 80 | | | 建築 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| | | 土木 | | | 40 | 40 | 40 | | | 土木 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 工業化学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 工業化学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立新潟向陽高等学校 | | 普通 | | | 240 | 280 | 280 | | | 普通 | | | 280 | 280 | 280 | | | | |
| 新潟県立新潟翠江高等学校 | | 普通 (単位制) | | | | | 360 | | | 普通 (単位制) | | | | | 400 | | | | |
| | | | 普通 | | | | 若干人 | | | | 普通 | | | | 若干人 | | | | |
| 新潟県立巻高等学校 | | 普通 (単位制) | | | | | 920 | | | 普通 (単位制) | | | | | 960 | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立豊栄高等学校 | | 普通 | | | 120 | 160 | 160 | | | 普通 | | | 160 | 160 | 160 | | | | |
| 新潟県立新津高等学校 | | 普通 | | | 280 | 280 | 280 | | | 普通 | | | 280 | 280 | 280 | | | | |
| | | 工業マイ スター | | | 40 | 40 | 40 | | | 工業マイ スター | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 生産工学 ロボット 工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 生産工学 ロボット 工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 日本建築 | | | 30 | 30 | 30 | | | 日本建築 | | | 30 | 30 | 30 | | | | |
| 新潟県立新津南高等学校 | | 普通 | | | 160 | 200 | 200 | | | 普通 | | | 200 | 200 | 200 | | | | |
| 新潟県立白根高等学校 | | 普通 | | | 80 | 80 | 80 | | | 普通 | | | 80 | 80 | 120 | | | | |
| 新潟県立五泉高等学校 | | 総合 (単位制) | | | | | 680 | | | 総合 (単位制) | | | | | 720 | | | | |
| 新潟県立村松高等学校 | | 普通 | | | 80 | 120 | 120 | | | 普通 | | | 120 | 120 | 120 | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県立新発田高等学校 | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | | |
| | | 理数 | | | 40 | 40 | 40 | | | 理数 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 普通 | | | | 120 | 160 | | | 普通 | | | 120 | 160 | 160 | | | | |
| 新潟県立西新発田高等学校 | | | 普通 (単位制) | | 120 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 普通 | | | 160 | 160 | 160 | | | 普通 | | | 160 | 160 | 160 | | | | |
| | | 機械工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 機械工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 建築工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 建築工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 土木工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 土木工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 電子情報 工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 電子情報 工学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | 豊浦分校 | 普通 (単位制) | | | | | 120 | | | 普通 (単位制) | | | | | 160 | | | | |
| 新潟県立新発田農業高等学校 | | 生物資源 | | | 80 | 80 | 80 | | | 生物資源 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| | | 食品科学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 食品科学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| | | 環境科学 | | | 40 | 40 | 40 | | | 環境科学 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| 新潟県立新発田商業高等学校 | | 商業 | | | 120 | 160 | 160 | | | 商業 | | | 160 | 160 | 160 | | | | |
| | | 情報処理 | | | 40 | 40 | 40 | | | 情報処理 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| 新潟県立村上高等学校 | | 普通 | | | 160 | 160 | 200 | | | 普通 | | | 160 | 200 | 200 | | | | |
| 新潟県立村上桜ヶ丘高等学校 | | 総合 (単位制) | | | | | 480 | | | 総合 (単位制) | | | | | 480 | | | | |
| 新潟県立荒川高等学校 | | | 普通 (単位制) | | | | 320 | | | 普通 (単位制) | | | | | 360 | | | | |
| 新潟県立中条高等学校 | | 普通 | | | 120 | 160 | 160 | | | 普通 | | | 160 | 160 | 160 | | | | |
| 新潟県立阿賀野高等学校 | | 普通 | | | 120 | 120 | 120 | | | 普通 | | | 120 | 120 | 160 | | | | |
| | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | | |
| | | 理数 | | | 80 | 80 | 80 | | | 理数 | | | 80 | 80 | 80 | | | | |
| 新潟県立長岡大手高等学校 | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | | |
| | | 家政 | | | 40 | 40 | 40 | | | 家政 | | | 40 | 40 | 40 | | | | |
| 新潟県立長岡向陵高等学校 | | 普通 | | | 240 | 240 | 240 | | | 普通 | | | 240 | 240 | 280 | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|-------|---------|--|-----|-----|-----|
| 新潟県立長岡農業高等学校 | | 生産技術 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 食品科学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 生活環境 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 機械工学 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立長岡工業高等学校 | | 電気電子工学 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 物質工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 産業デザイン | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立長岡商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 160 | 200 | 200 |
| | | 情報ビジネス | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立正徳館高等学校 | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立柳尾高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 360 |
| 新潟県立見附高等学校 | | 普通 | | 120 | 160 | 160 |
| 新潟県立三条高等学校 | | 普通 | | 240 | 280 | 280 |
| 新潟県立三条東高等学校 | | 普通 | | 240 | 280 | 280 |
| 新潟県立新潟県央工業高等学校 | | 機械加工 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 電子機械 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 情報電子 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 建設工学 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立三条商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 160 | 200 | 200 |
| 新潟県立吉田高等学校 | | 普通 | | 120 | 160 | 160 |
| 新潟県立分水高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立加茂高等学校 | | 普通 | | 160 | 200 | 200 |
| 新潟県立加茂農林高等学校 | | 生産技術 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 環境緑地 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 生物工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 食品技術 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立小千谷高等学校 | | 普通 | | 200 | 240 | 240 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立堀之内高等学校 | | 普通(単位制) | | | | 440 |
| 新潟県立小出高等学校 | | 普通 | | 160 | 160 | 160 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立六日町高等学校 | | 普通 | | 200 | 240 | 240 |
| | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立八海高等学校 | | 家庭福祉 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 体育 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立塩沢商工高等学校 | | 機械システム | | 80 | 80 | 80 |
| | | 商業 | | 40 | 80 | 80 |
| | | 普通 | | 240 | 280 | 280 |
| 新潟県立十日町高等学校 | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| | 松之山分校 | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立十日町総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 600 |
| (削除) | | | | | | |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立柏崎高等学校 | | 普通 | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立柏崎常盤高等学校 | | 普通 | | 120 | 160 | 160 |
| 新潟県立柏崎総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 480 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立高田高等学校 | | 普通 | | 200 | 240 | 240 |
| | 安塚分校 | 理数 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立高田北城高等学校 | | 普通 | | 200 | 240 | 240 |
| | | 生活文化 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立高田南城高等学校 | | 普通(単位制) | | | | 320 |
| | | 普通 | | | | 若干人 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立上越総合技術高等学校 | | 機械工学 | | | 40 | 40 |
| | | メカトロニクス | | | 40 | 40 |
| | | 電子情報 | | | 40 | 40 |
| | | 電気工学 | | | 40 | 40 |
| | | 建築・デザイン | | | 40 | 40 |
| | | 環境土木 | | | 40 | 40 |
| | | 機械創理工学 | | 80 | | |
| | | 電気情報 | | 40 | | |
| | | 建築環境 | | 40 | | |
| | | 土木防災 | | 40 | | |
| 新潟県立高田商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 120 | 160 | 160 |
| 新潟県立久比岐高等学校 | | 普通 | | 80 | 120 | 120 |
| 新潟県立有恒高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立新井高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 480 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立糸魚川白嶺高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 360 |
| 新潟県立海洋高等学校 | | 水産資源 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 海洋開発 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 普通 | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立佐渡高等学校 | 相川分校 | 普通(単位制) | | | | 160 |
| 新潟県立羽茂高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立佐渡総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 360 |

| | | | | | | |
|----------------|-------|---------|--|-----|-----|-----|
| 新潟県立長岡農業高等学校 | | 生産技術 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 食品化学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 生活環境 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 機械工学 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立長岡工業高等学校 | | 電気電子工学 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 物質工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 産業デザイン | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立長岡商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 200 | 200 | 200 |
| | | 情報ビジネス | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立正徳館高等学校 | | 普通 | | 40 | 40 | 80 |
| 新潟県立柳尾高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 360 |
| 新潟県立見附高等学校 | | 普通 | | 160 | 160 | 160 |
| 新潟県立三条高等学校 | | 普通 | | 280 | 280 | 280 |
| 新潟県立三条東高等学校 | | 普通 | | 280 | 280 | 280 |
| 新潟県立新潟県央工業高等学校 | | 機械加工 | | 40 | 40 | 80 |
| | | 電子機械 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 情報電子 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 建設工学 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立三条商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立吉田高等学校 | | 普通 | | 160 | 160 | 200 |
| 新潟県立分水高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 120 |
| 新潟県立加茂高等学校 | | 普通 | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立加茂農林高等学校 | | 生産技術 | | 80 | 80 | 120 |
| | | 環境緑地 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 生物工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 食品技術 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立小千谷高等学校 | | 普通 | | 240 | 240 | 240 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立堀之内高等学校 | | 普通(単位制) | | | | 480 |
| 新潟県立小出高等学校 | | 普通 | | 160 | 160 | 160 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立六日町高等学校 | | 普通 | | 240 | 240 | 240 |
| | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立八海高等学校 | | 家庭福祉 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 体育 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立塩沢商工高等学校 | | 機械システム | | 80 | 80 | 80 |
| | | 商業 | | 80 | 80 | 80 |
| | | 普通 | | 280 | 280 | 280 |
| 新潟県立十日町高等学校 | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| | 松之山分校 | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立十日町総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 560 |
| 新潟県立川西高等学校 | | 普通 | | | | 80 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立柏崎高等学校 | | 普通 | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立柏崎常盤高等学校 | | 普通 | | 160 | 160 | 160 |
| 新潟県立柏崎総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 480 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立高田高等学校 | | 普通 | | 240 | 240 | 240 |
| | 安塚分校 | 理数 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 普通 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立高田北城高等学校 | | 普通 | | 240 | 240 | 240 |
| | | 生活文化 | | 40 | 40 | 40 |
| 新潟県立高田南城高等学校 | | 普通(単位制) | | | | 320 |
| | | 普通 | | | | 若干人 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立上越総合技術高等学校 | | 機械工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | メカトロニクス | | 40 | 40 | 40 |
| | | 電子情報 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 電気工学 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 建築・デザイン | | 40 | 40 | 40 |
| | | 環境土木 | | 40 | 40 | 40 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 新潟県立高田商業高等学校 | | 総合ビジネス | | 160 | 160 | 160 |
| 新潟県立久比岐高等学校 | | 普通 | | 120 | 120 | 120 |
| 新潟県立有恒高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立新井高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 480 |
| (略) | | | | | | |
| 新潟県立糸魚川白嶺高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 400 |
| 新潟県立海洋高等学校 | | 水産資源 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 海洋開発 | | 40 | 40 | 40 |
| | | 普通 | | 200 | 200 | 200 |
| 新潟県立佐渡高等学校 | 相川分校 | 普通(単位制) | | | | 160 |
| 新潟県立羽茂高等学校 | | 普通 | | 80 | 80 | 80 |
| 新潟県立佐渡総合高等学校 | | 総合(単位制) | | | | 400 |

新潟海区漁業調整委員会告示

◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号

新潟海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年9月30日新潟海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>要配慮個人情報</u>を収集する根拠</p> </div> </div> | |

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成24年新潟海漁調委告示第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年新潟海漁調委告示第1号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年新潟海漁調委告示第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

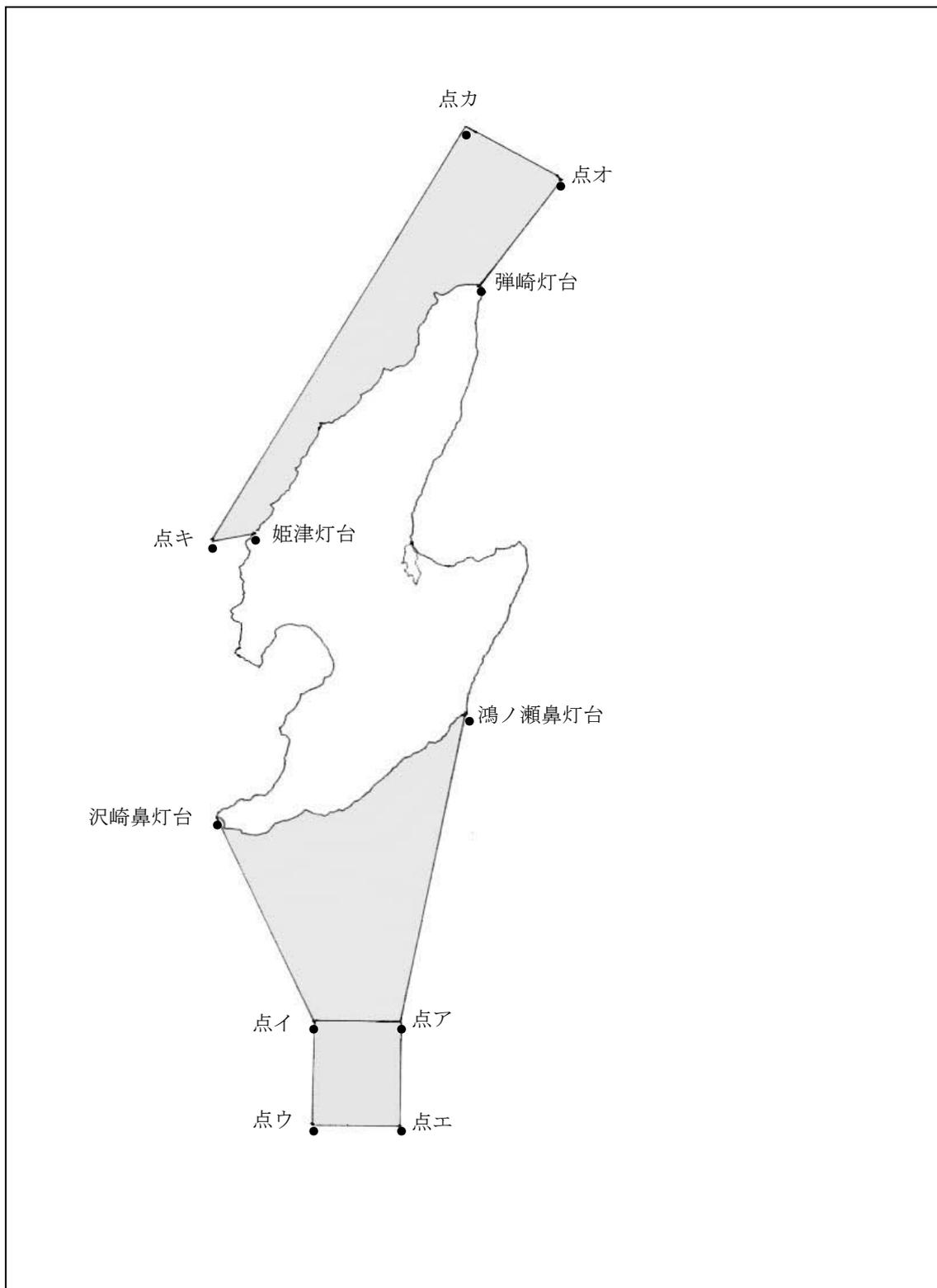
平成30年3月30日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

| | |
|---------------|---|
| <p>1 禁止区域</p> | <p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p> |
| <p>2 漁具制限</p> | <p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> |

- | | |
|--|---|
| | <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <ol style="list-style-type: none">1) 佐共第5号 (佐渡市姫津地先)2) 佐共第19号 (佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菴場地先)3) 佐共第37号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先)4) 佐共第38号 (佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先) |
|--|---|

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



佐渡海区漁業調整委員会告示

◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年9月30日佐渡海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> | |

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成24年佐渡海漁調委告示第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正文（平成27年佐渡海漁調委告示第2号）抄

平成28年1月1日から実施する。ただし、別記第1号様式の改正は、公布の日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第 1 号

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年12月27日新潟県連合海区漁業調整委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から実施する。

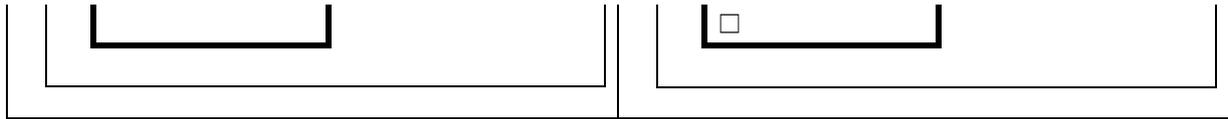
平成30年 3 月30日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>別記 第 1 号様式（第 2 条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> | <p>別記 第 1 号様式（第 2 条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>内心</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>心身の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 </div> |

**附 則**

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成30年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会 長 大 塚 修

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

指示期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

◎新潟県内水面漁場管理委員会告示第1号

新潟県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年10月新潟県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会 長 大 塚 修

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改

正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別記 第1号様式(第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿 (略) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> | <p>別記 第1号様式(第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿 (略) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">内心</p> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">心身の状況</p> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> |

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成30年度新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号(コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限)に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成30年 3 月30日

新潟県内水面漁場管理委員会

会 長 大 塚 修

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟